

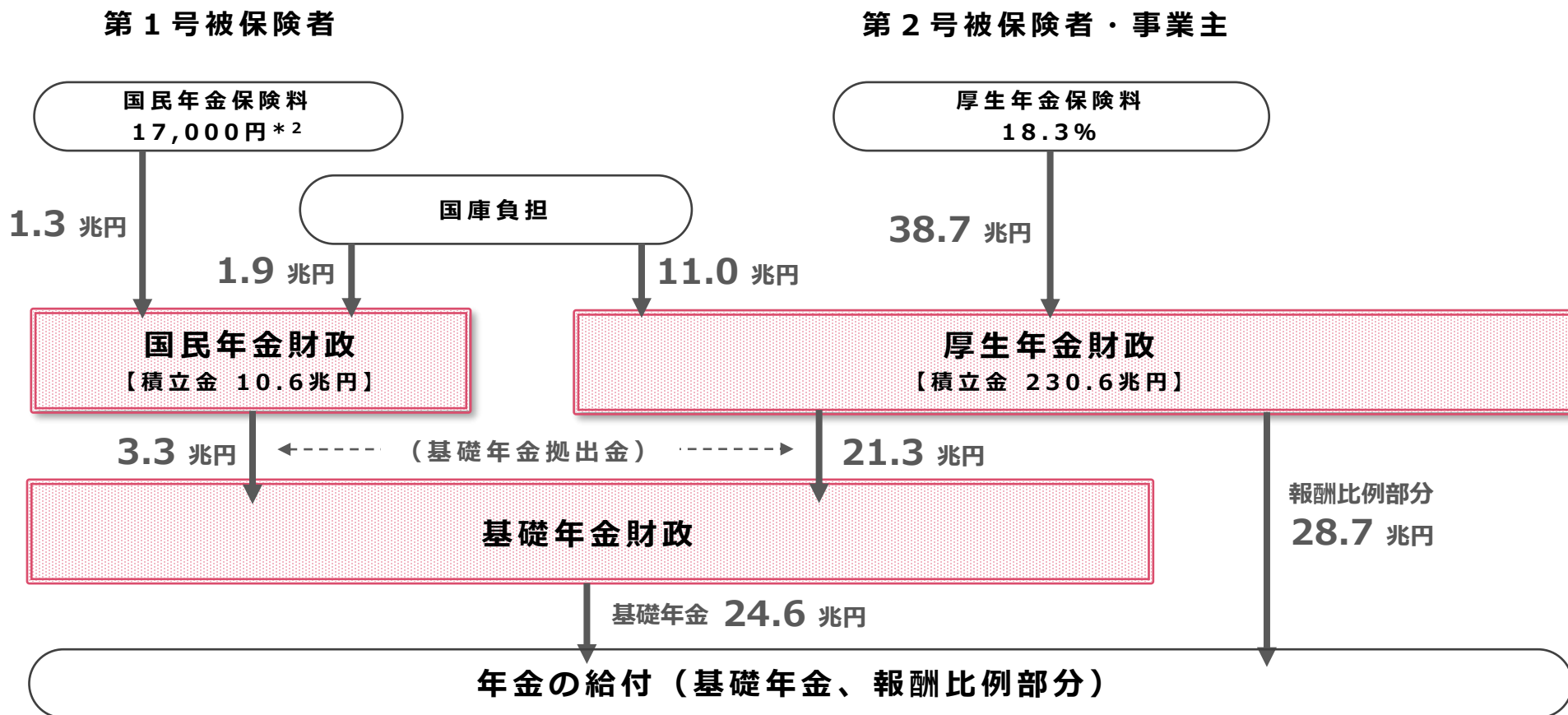
# マクロ経済スライドの調整期間の一致

## 1. 現行の仕組み

## 2. 現行の仕組みの課題と調整期間の一致

# 公的年金の財政構造

- 国民年金財政は、1号被保険者からの保険料と国庫負担を主な収入とし、基礎年金拠出金を主な支出とする財政単位<sup>\*1</sup>
- 厚生年金財政は、2号被保険者・事業主からの保険料と国庫負担を主な収入とし、報酬比例部分の給付と基礎年金拠出金を主な支出とする財政単位
- 基礎年金の給付費は、国民年金財政及び厚生年金財政から基礎年金財政への拠出（基礎年金拠出金）により賄われる



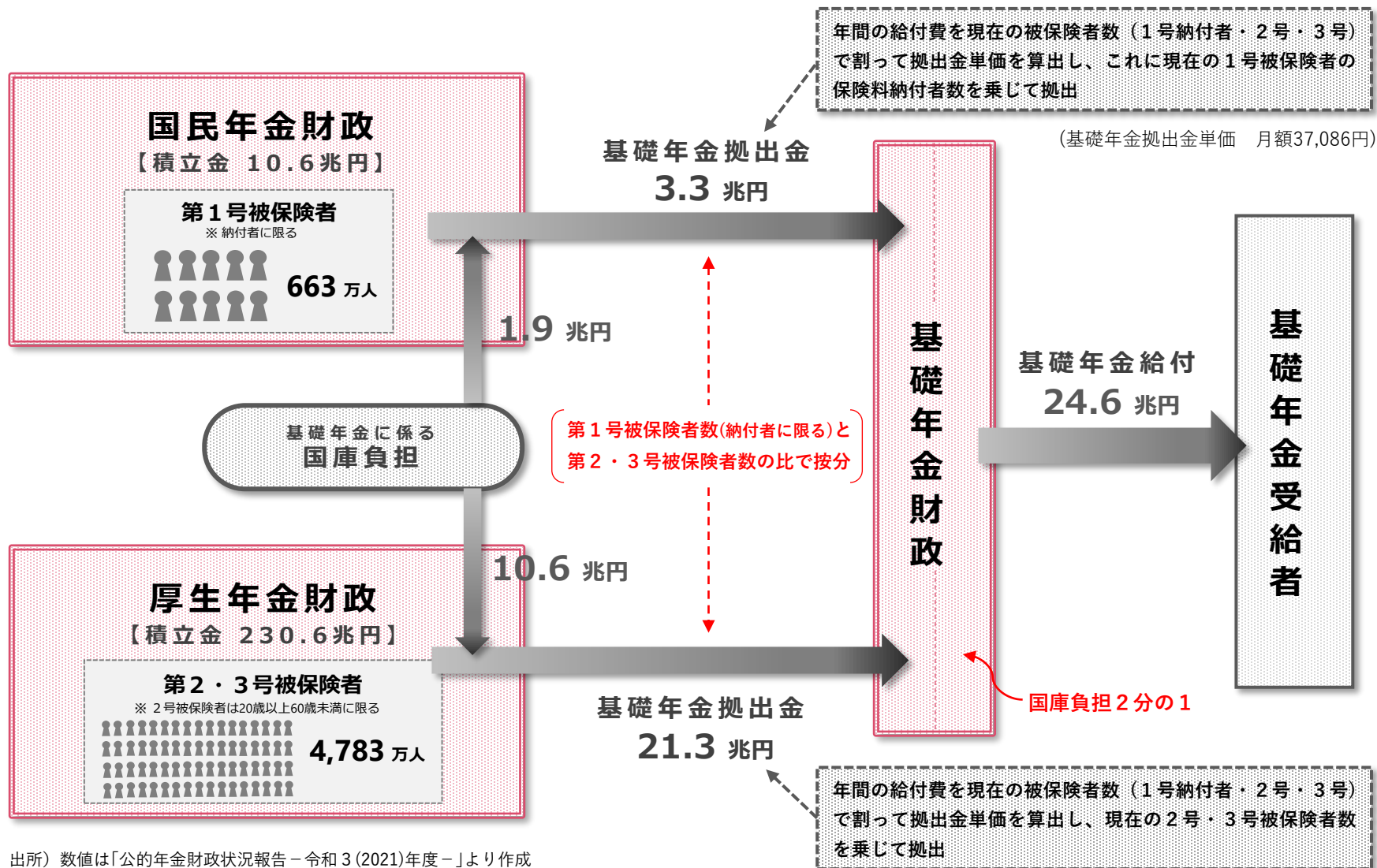
出所) 数値は「公的年金財政状況報告－令和3(2021)年度－」より作成。一部の収支項目は省略し、概略を示したものである。

<sup>\*1</sup> 「国民年金」という用語については、全国民共通の1階部分全体を指す場合と、第1号被保険者に係る部分のみを指す場合があるが、本資料のように、財政単位としての「国民年金」を考える場合は、第1号被保険者に係る部分のみを指していることに留意する必要がある。

<sup>\*2</sup> 平成16年度価格である

# 基礎年金の財政構造

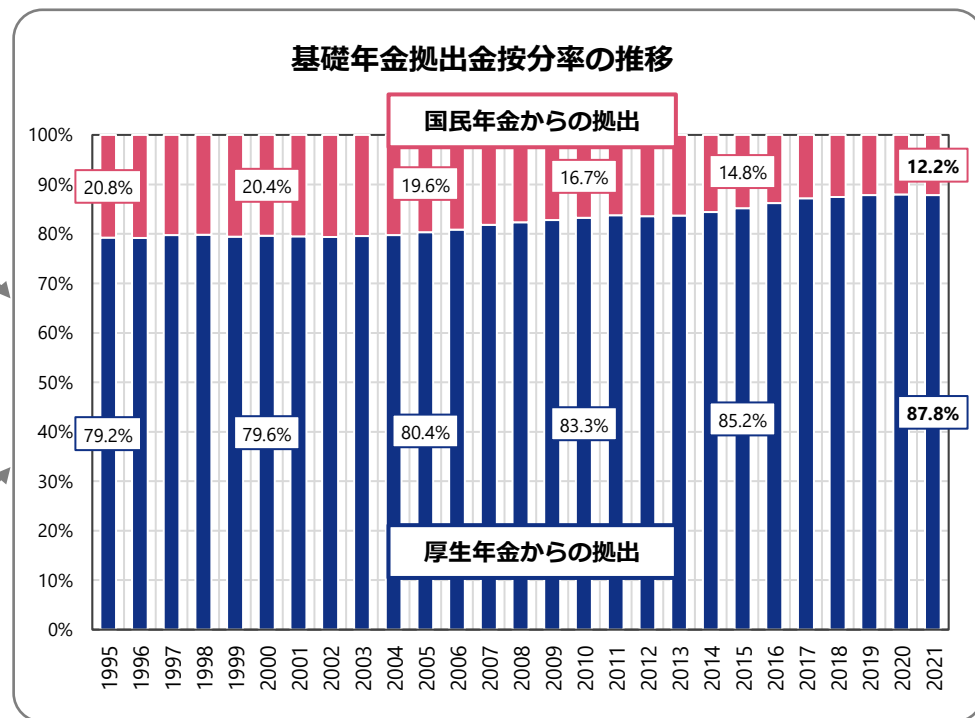
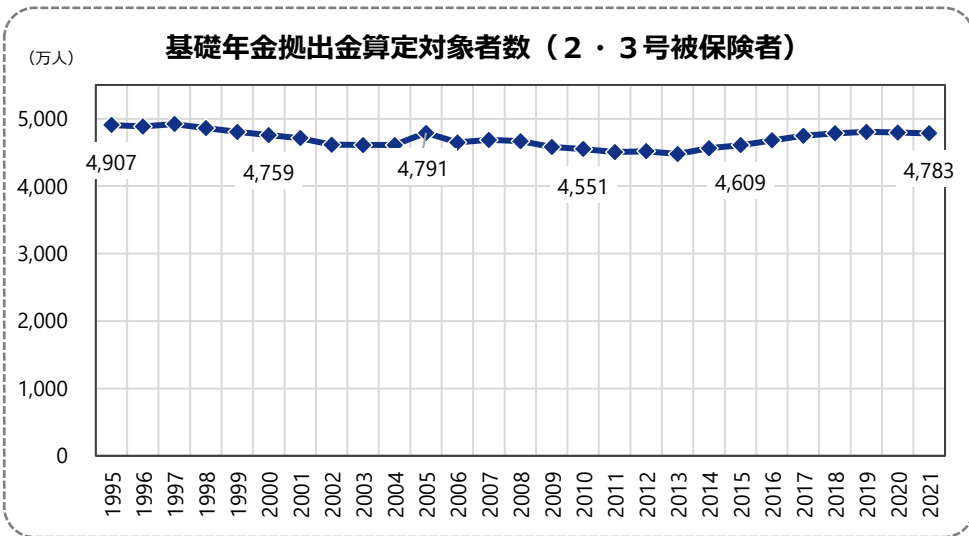
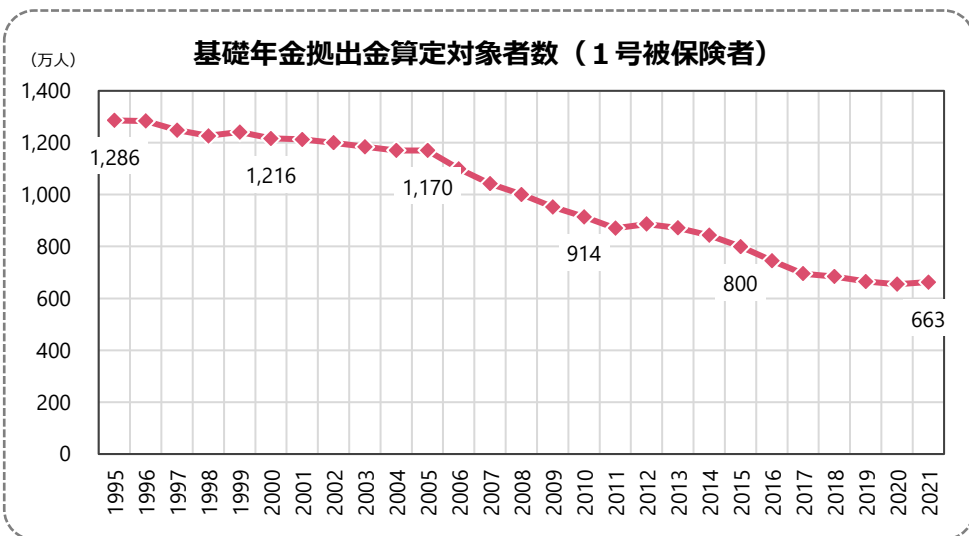
- 国民年金財政及び厚生年金財政からの基礎年金拠出金の額は、「1号被保険者」と「2・3号被保険者」の人数比により按分して決定
- 基礎年金の2分の1は、国庫負担により賄われる



出所) 数値は「公的年金財政状況報告-令和3(2021)年度-」より作成  
一部の収支項目は省略し、概略を示したものである

# 【参考】基礎年金拠出金按分率の推移

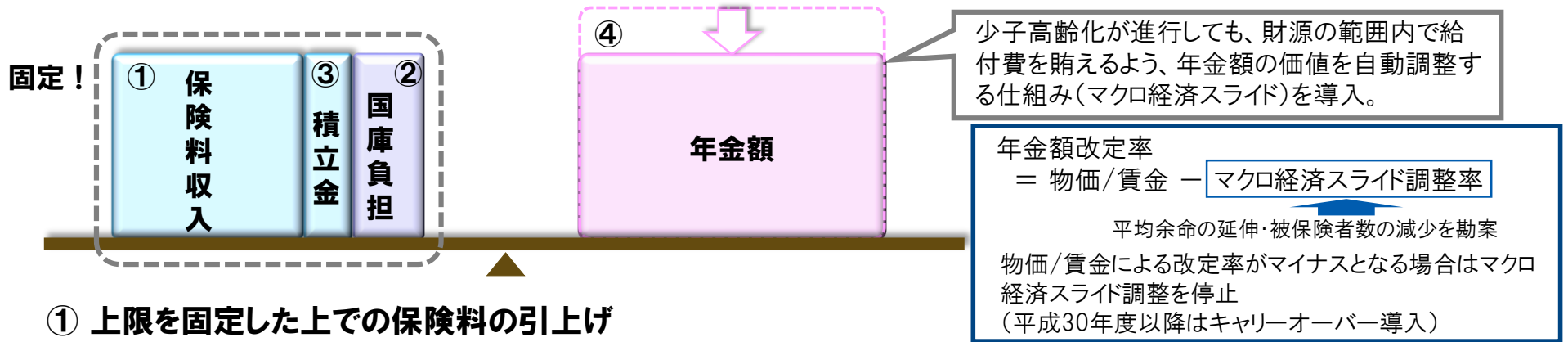
- 1号被保険者は減少、2・3号被保険者は2号被保険者の増加により近年増加
- この結果、国民年金財政の拠出金按分率は減少、厚生年金財政の拠出金按分率は増加



※「公的年金財政状況報告－令和3(2021)年度－」より作成

# 平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 保険料の引上げが終了したことで、基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では、財政フレームは完成をみている。



## ① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記)

・厚生年金 : 18.3%(労使折半) (平成16年10月から毎年0.354%引上げ)

・国民年金 : 16,900円※平成16年度価格 (平成17年4月から毎年280円引上げ) ※現在の国民年金保険料 : 16,520円(令和5年4月~)

※産前産後期間の保険料免除の開始に伴い、令和元年度以降は17,000円(平成16年度価格)

## ② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

## ③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

## ④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

※標準的な厚生年金の所得代替率:61.7%(令和元年度) ⇒ 50.8%~51.9%(令和28~29年度) <令和元年財政検証・ケースI~III>

# マクロ経済スライドの調整終了年度の決定方法

- 第1段階： **基礎年金**の調整終了年度を、**国民年金**の財政均衡により決定
  - 第2段階： **報酬比例**の調整終了年度を、**厚生年金**の財政均衡により決定
- ⇒ 国民年金と厚生年金の財政状況の違いにより、基礎年金（1階部分）と報酬比例（2階部分）の調整終了年度は異なりうる

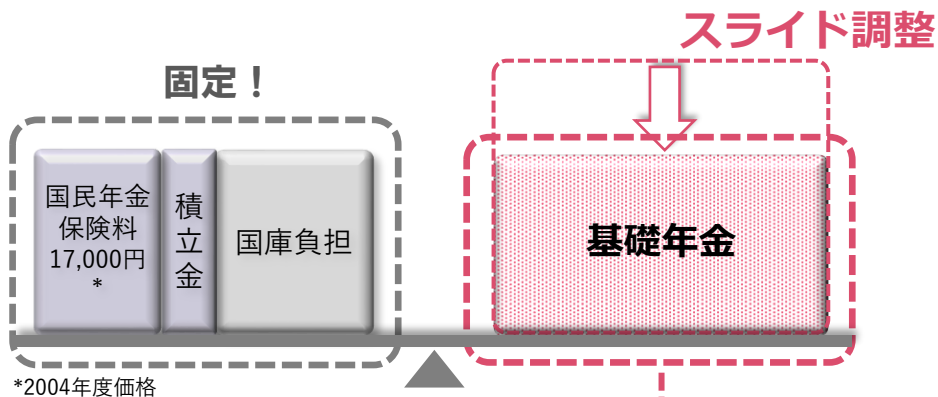
## 第1段階

### 国民年金の財政均衡

（**基礎年金**の調整終了年度を決定）

※ 1号被保険者に係る財政である

国民年金と厚生年金の財政をともに均衡させるため、支出の大部分が基礎年金拠出金である国民年金の財政を、基礎年金の給付水準調整によりまず均衡させることとしている



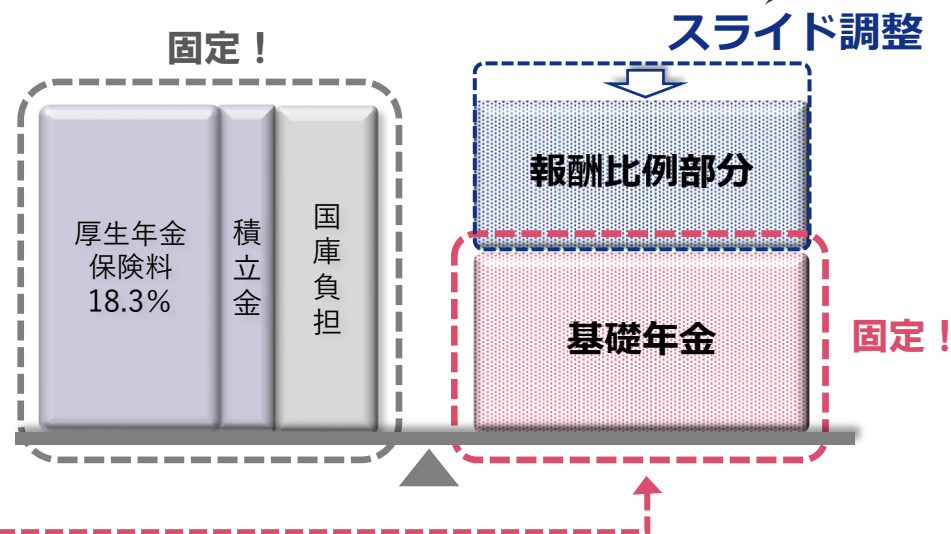
## 第2段階

### 厚生年金の財政均衡

（**報酬比例部分**の調整終了年度を決定）

※ 2・3号被保険者に係る財政である

基礎年金低下  
↓  
報酬比例上昇



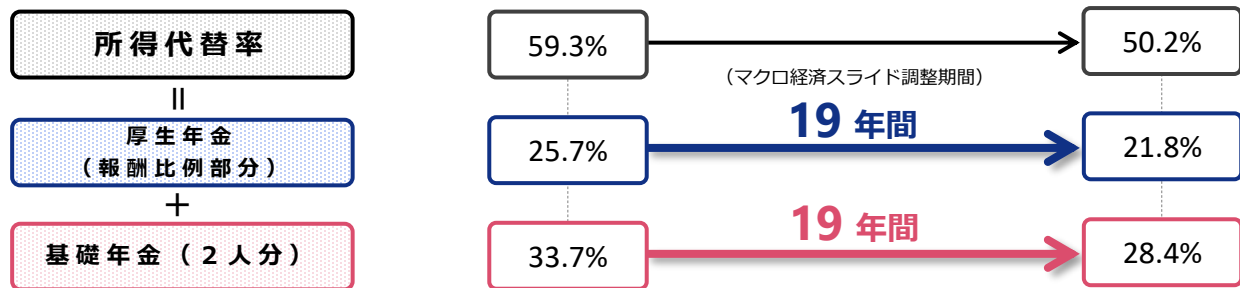
第1段階で決定した基礎年金水準を所与として報酬比例部分を調整

# マクロ経済スライド調整期間の見通しの変化

- 2004年改正時の見通しでは、基礎年金と報酬比例部分の調整期間は一致
- その後、基礎年金の調整期間の見通しが報酬比例部分より長期化

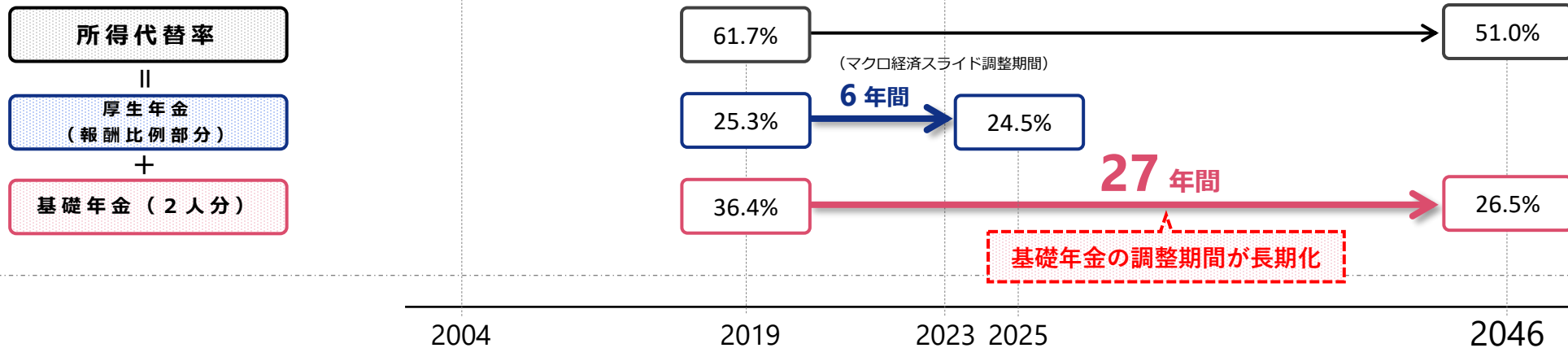
## 2004年財政再計算

※ 基本ケース



## 2019年財政検証 追加試算

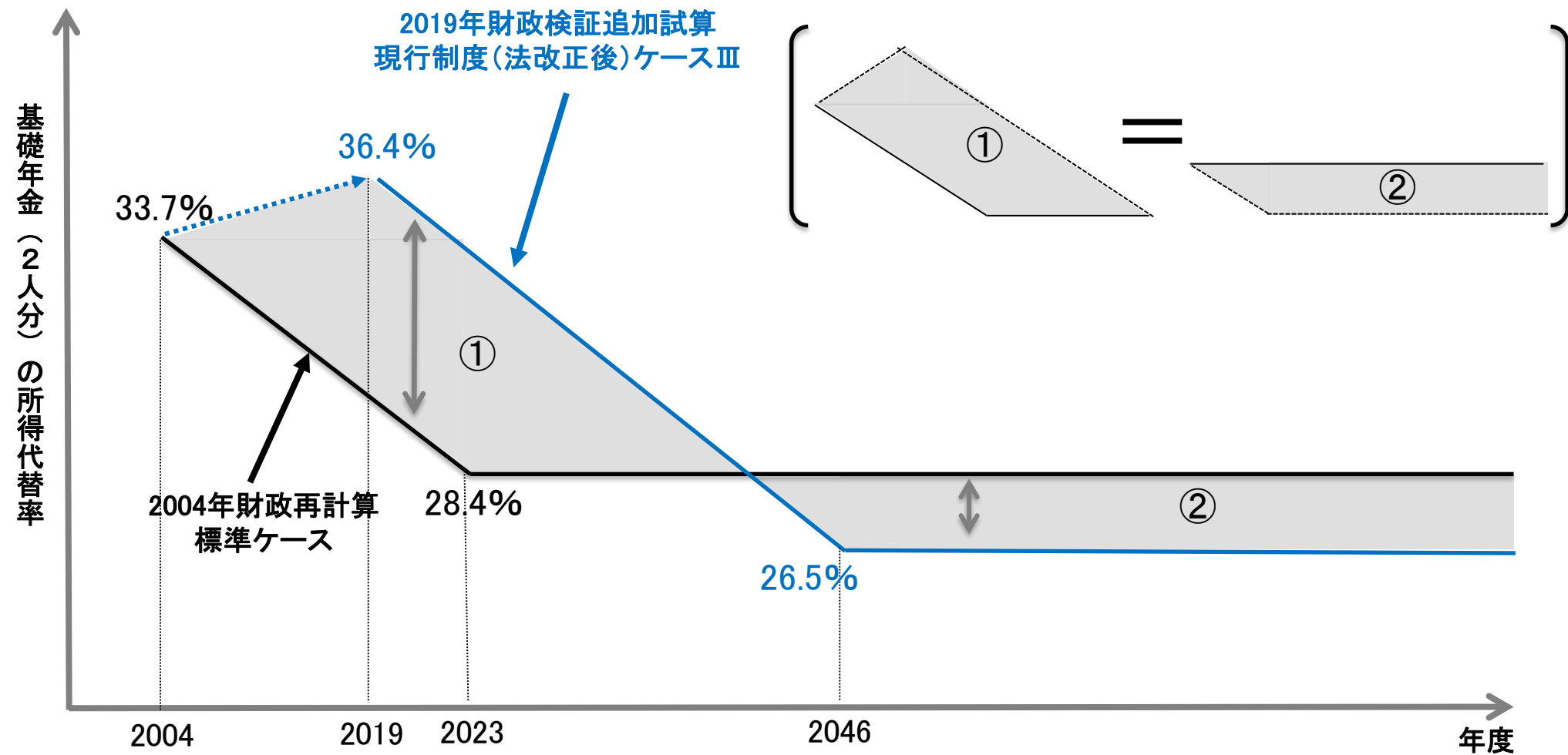
※ 現行制度（法改正後）経済ケースⅢ





# マクロ経済スライドの発動時期による所得代替率への影響（基礎年金部分のイメージ）

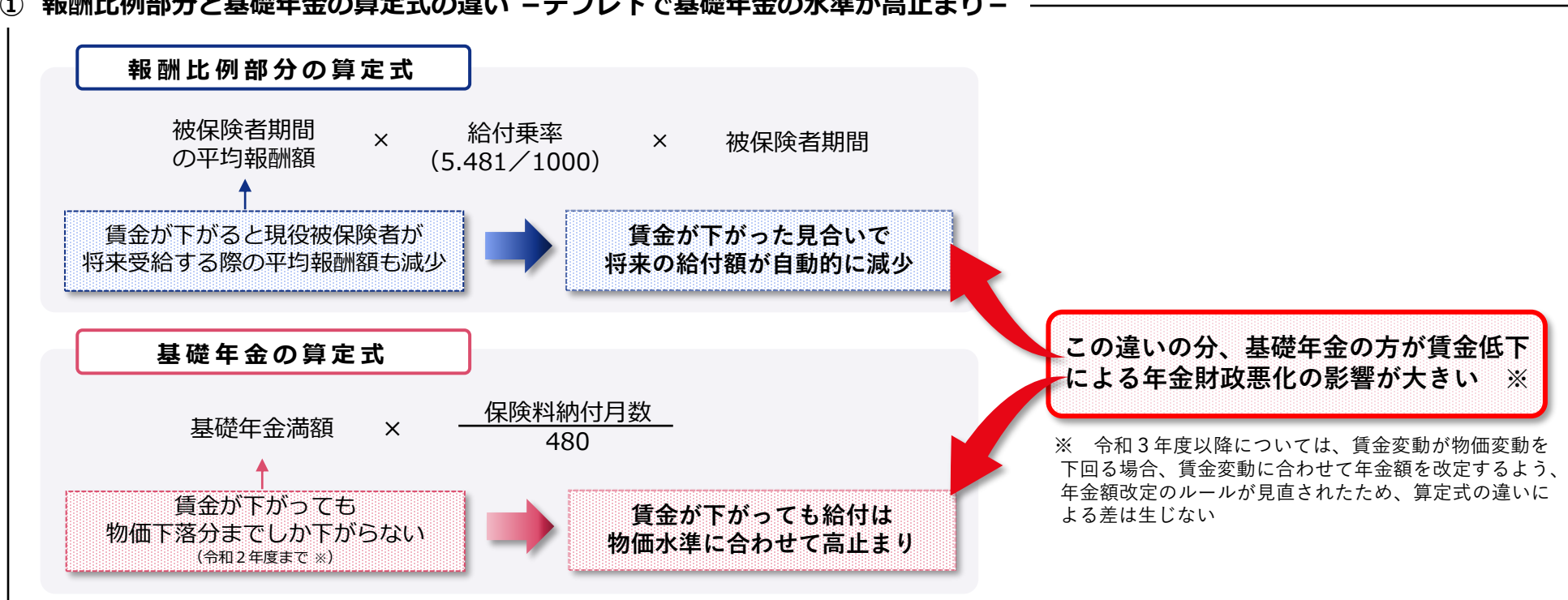
- マクロ経済スライドの発動が遅れ、足下の給付水準が高止まりした結果、調整期間が長期化し、調整終了後の給付水準が低下



# マクロ経済スライド調整期間のズレの要因

- ① デフレ下で賃金が下がっても基礎年金の水準は物価水準に合わせて高止まり → 国民年金の財政が悪化
- ② 女性や高齢者の労働参加の進展により、想定より厚生年金被保険者の増加や第3号被保険者の減少が進む → 厚生年金の財政が改善

## ① 報酬比例部分と基礎年金の算定式の違い – デフレ下で基礎年金の水準が高止まり –

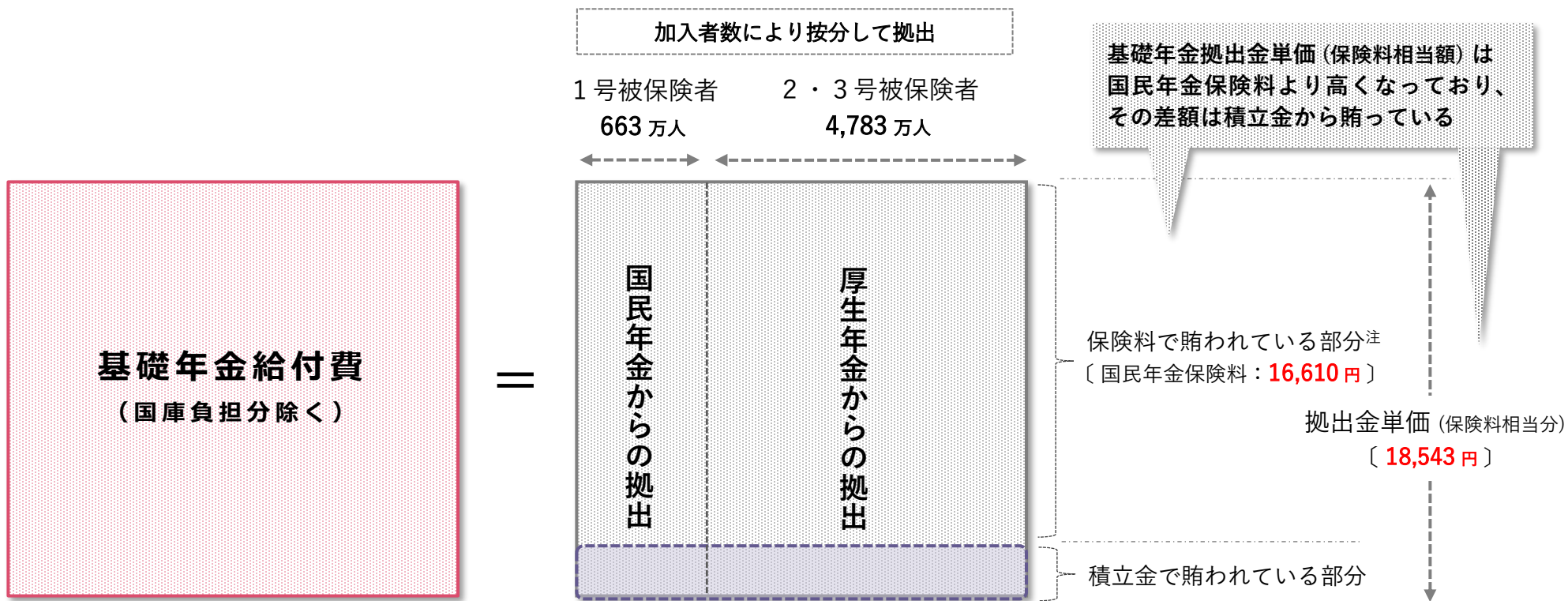


## ② 被保険者の構成の変化 – 厚生年金被保険者の増加と第3号被保険者の減少 –

	第1号被保険者数		厚生年金被保険者数		第3号被保険者数	
	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算	実績	2004年財政再計算
2005	2,180 万人	2,189 万人	3,772 万人	3,699 万人	1,094 万人	1,117 万人
2020	1,427 万人	1,857 万人	4,534 万人 ← 増加	3,458 万人	803 万人 ← 減少	1,017 万人

# 現行の基礎年金拠出金の仕組み

- 現行の仕組みでは、国民年金及び厚生年金からの基礎年金拠出金の額は、加入者数の比で按分して決定
- 現在、基礎年金拠出金単価（保険料相当分）は国民年金保険料よりも高くなっており、その差額は積立金により賄われている

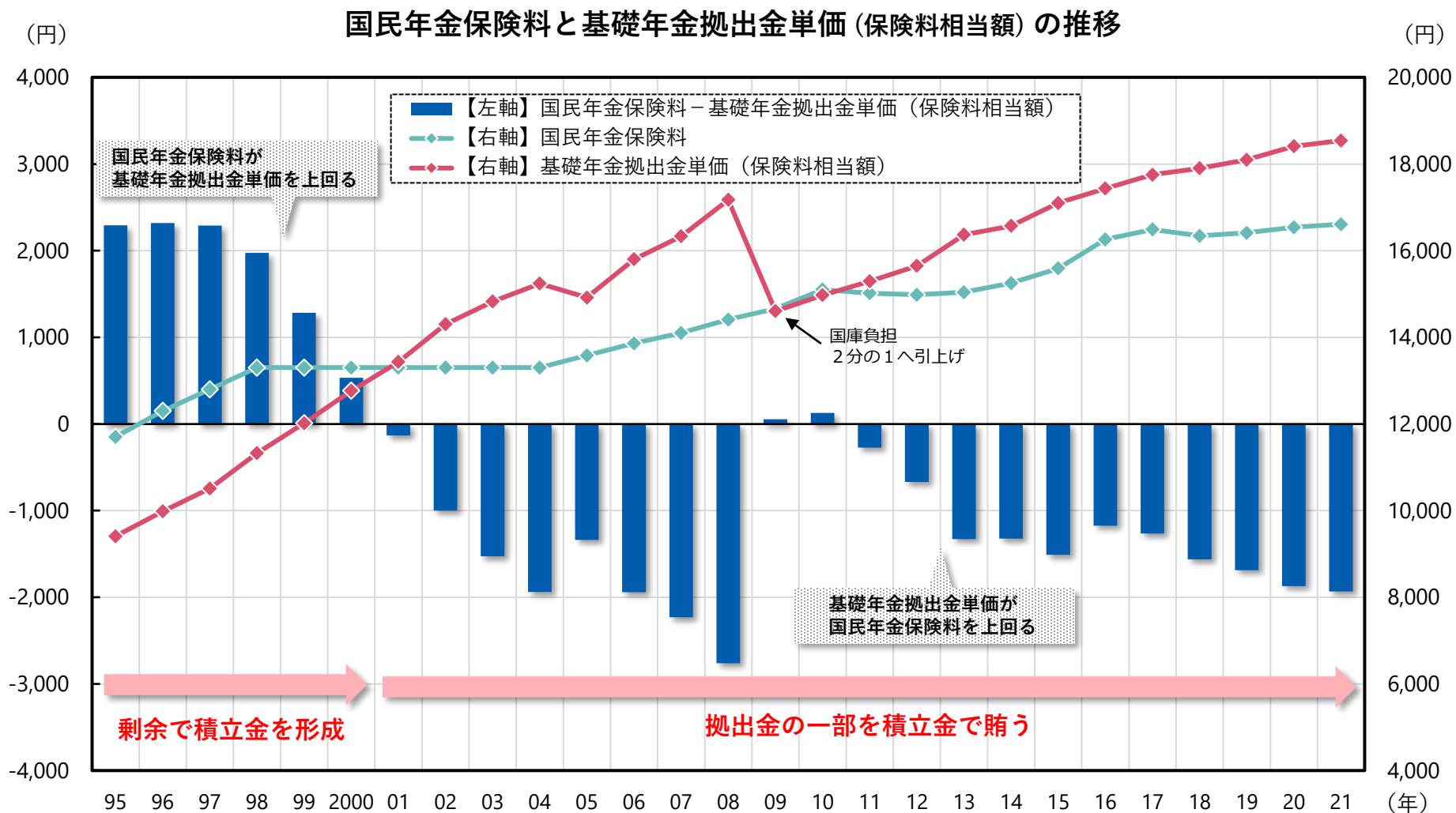


※ 数値はいずれも2021年度の実績。なお、加入者按分に用いる1号被保険者663万人は免除者等を除いた人数であり、2・3号被保険者4,783万人のうち2号被保険者(4,008万人)は20歳以上60歳未満の者の人数である

注：厚生年金保険料については基礎年金に充てる部分が定まっているものではないが、仮に厚生年金保険料についても国民年金保険料相当が基礎年金に充てられているものとして、概念図として示したものとす

# 【参考】国民年金保険料と基礎年金拠出金単価の推移

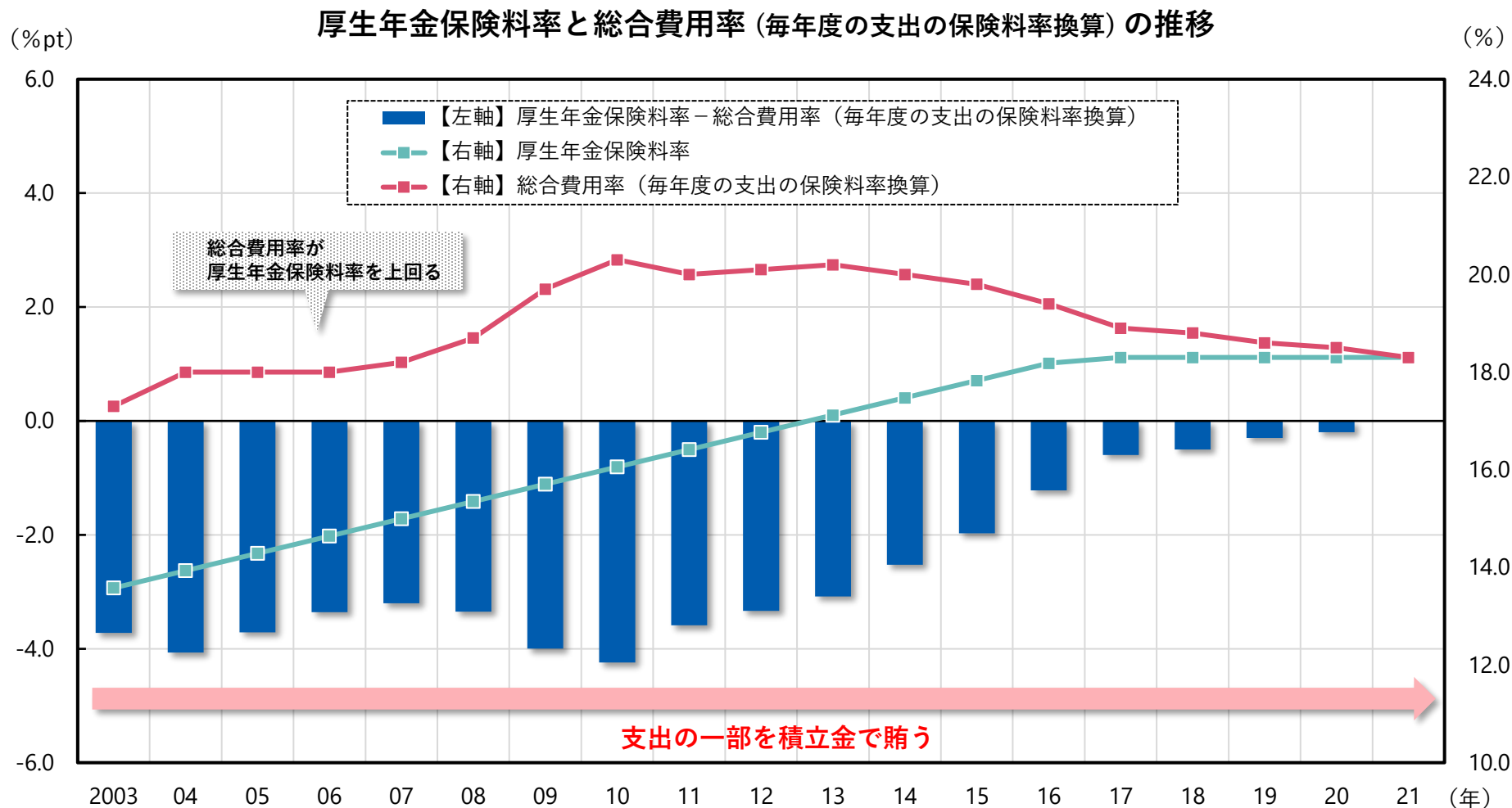
- 2000年代以降、基礎年金拠出金単価（保険料相当額）が国民年金保険料を上回っている



※「公的年金財政状況報告 - 令和3(2021)年度 -」より作成

# 【参考】厚生年金保険料率と総合費用率の推移

- 厚生年金における総合費用率（毎年度の支出の保険料率換算）は、厚生年金保険料率を上回っている



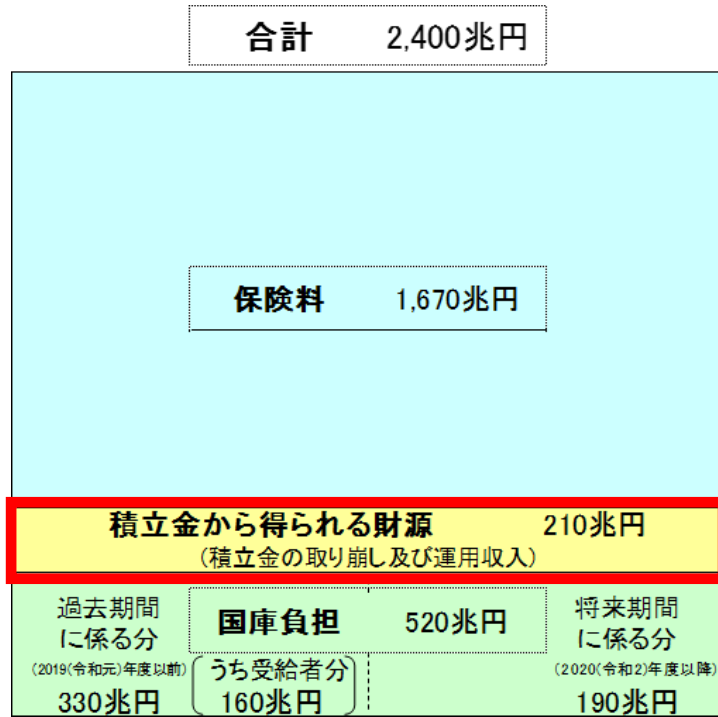
※「公的年金財政状況報告 - 令和3(2021)年度 -」より作成

- 総合費用率は、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出 - 国庫・公経済負担」の標準報酬総額に対する比率であり、毎年度の支出を保険料率換算したものに相当する
- 厚生年金保険料率は、各年度末における旧厚生年金のものである

# 【参考】年金財政における積立金の規模と役割

- 公的年金制度は、その時の現役世代の保険料負担で、その時の高齢者世代を支える「世代間扶養」の考え方を基本としつつ、一定の積立金を保有し、これを活用。
- 今後、概ね100年間の年金給付総額(2,400兆円)のうち、積立金から得られる財源は1割程度(210兆円)。
- 団塊ジュニア世代が引退を迎える2040年代以降、本格的に積立金を活用し、将来の給付水準を確保。

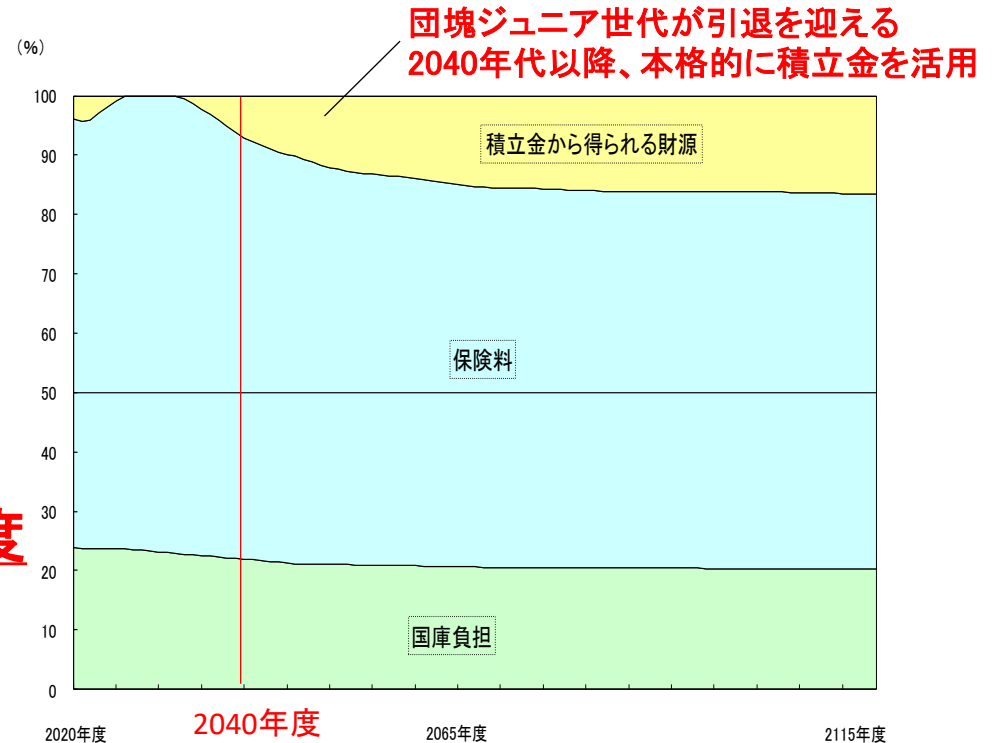
＜概ね100年間の年金給付にあてる財源・内訳＞  
金額は、概ね100年間の財源を運用利回りにより一時金に換算したものの



**1割程度**

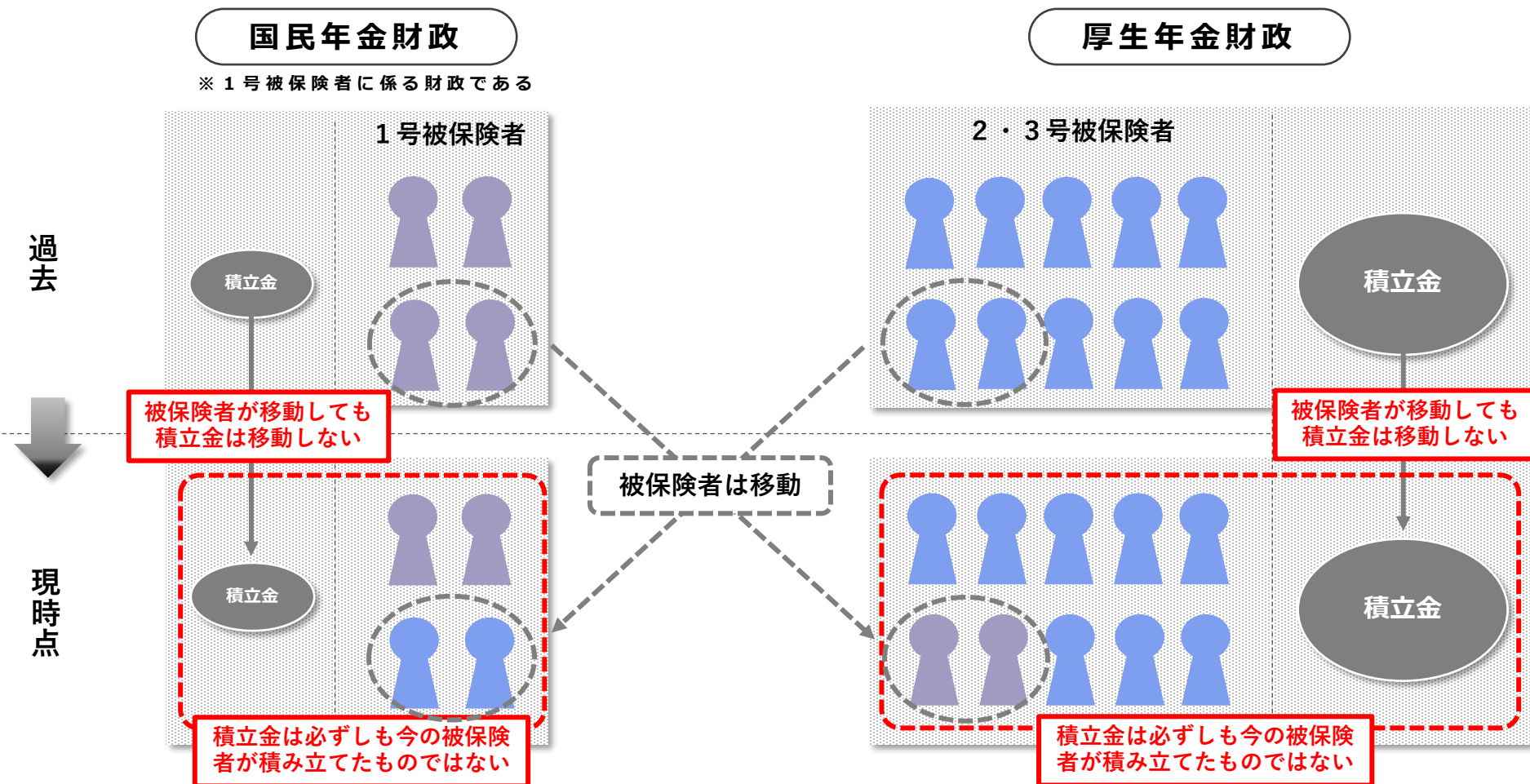
2019(令和元)年度末

＜各年度における積立金の活用イメージ＞  
今後100年間で積立金をいつ活用するかを表したものの



## 【参考】積立金の性質

- 賦課方式の年金制度における積立金は、保険料を給付に充てて余った残余が積み立てられたもの
- このため、積立方式のように個人の持ち分という考え方はなく、被保険者が制度間を移動しても積立金は移動しない
- また、年金給付が大きくなった現在、保険料の残余はなく、現在の積立金は、過去の被保険者の保険料の残余が積み立てられ、運用により増大してきたもの
- したがって、厚生年金、国民年金の積立金は必ずしも今のそれぞれの制度の被保険者が積み立てたものではない



## 【参考】年間の制度間移動の状況

- 老齢基礎年金の算定基礎となる20歳～59歳の間の年齢で、2020年度末から2021年度末の1年間に、「1号→2号または3号」または「2号または3号→1号」と制度間移動した者は、350万人（総数6,053万人に対して約6%）

### 【2020年度末 20～58歳】

		2021年度末の制度		
		1号	2号	3号
2020年度末の制度	1号	1,212万人	194万人	19万人
	2号	115万人	3,719万人	25万人
	3号	22万人	32万人	715万人

赤枠内350万人（総数の約6%）

総数6,053万人

（出典）年金局調べ

※ 2020年度末と2021年度末の両方に加入していた被保険者について、2020年度末から2021年度末にかけての制度の移動状況をみたもの。なお、2020年度末と2021年度末にともに2号または3号に加入している者（4,491万人）の中には、2021年度中に「2号または3号→1号→2号または3号」と移動した者（100万人）が含まれる。



## 【参考】年間の制度間移動の状況（20歳台再掲）

- 20歳台で2020年度末から2021年度末の1年間に「1号→2号または3号」または「2号または3号→1号」と制度間移動した者は、20歳台前半で107万人（総数628万人に対して約17%）、20歳台後半で52万人（総数634万人に対して約8%）

### 【2020年度末 20～24歳】

### 【2020年度末 25～29歳】

		2021年度末の制度		
		1号	2号	3号
2020年度末の制度	1号	258万人	86万人	2万人
	2号	19万人	254万人	2万人
	3号	1万人	1万人	6万人

赤枠内107万人  
(総数の約17%)

総数628万人

		2021年度末の制度		
		1号	2号	3号
2020年度末の制度	1号	100万人	27万人	3万人
	2号	21万人	445万人	5万人
	3号	1万人	2万人	30万人

赤枠内52万人  
(総数の約8%)

総数634万人

(出典) 年金局調べ

※ 2020年度末と2021年度末の両方に加入していた2020年度末時点年齢20～29歳の被保険者について、2020年度末から2021年度末にかけての制度の移動状況をみたもの。

## 【参考】老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴

- 老齢基礎年金の算定基礎となる期間が第1号被保険者期間のみである者は、65歳の受給権者の3.0%（全受給権者の場合 8.1%）
- 残りの 97.0%（全受給権者の場合 91.9%）は、第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間（厚生年金の財政単位）の履歴がある者

### ＜老齢基礎年金の算定基礎となる加入履歴＞

	65歳の受給権者数		受給権者数全体	
	人数	割合	人数	割合
1号期間のみ	3万人	3.0%	276万人	8.1%
2号期間又は3号期間のみ	31万人	28.8%	844万人	24.9%
1号期間と2号又は3号期間の両方を保有	74万人	68.2%	2,263万人	66.9%
計	108万人	100.0%	3,382万人	100.0%

（出典）令和3年度の基礎年金受給権者データを基に作成

※ 未納期間及び納付猶予期間については、第1号期間に含めず集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

また、昭和60年改正以前は、国民年金の被保険者期間は第1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を第2号期間としている。

※ 昭和60年改正以前に国民年金に任意加入していた専業主婦は第1号期間に含まれていることに留意。

## 【参考】被保険者の加入履歴（40歳被保険者）

- 40歳（1981年度生まれ）の被保険者のうち、老齢基礎年金の算定基礎となる期間が国民年金第1号被保険者期間のみ、第2号（20～59歳に限る）又は第3号期間のみである者は、それぞれ5.6%、6.0%となっており、残りの88.3%は、1号期間と2号又は3号期間の両方の加入履歴がある者である。
- 現在第1号である者についても、過去に第2号又は第3号であった者の割合は69.4%と多数。同様に、現在第2号の者の92.1%、現在第3号の者の94.6%は、過去に第1号であった履歴がある。

	1号期間のみ	2号または 3号期間のみ	1号期間と 2号又は3号期間 の両方を保有	計
被保険者計	9万人 (5.6%)	9万人 (6.0%)	136万人 (88.3%)	154万人 (100.0%)
第1号被保険者	9万人 (30.6%)	-	20万人 (69.4%)	28万人 (100.0%)
第2号被保険者	-	8万人 (7.9%)	94万人 (92.1%)	102万人 (100.0%)
第3号被保険者	-	1万人 (5.4%)	23万人 (94.6%)	24万人 (100.0%)

（出典）年金局調べ（令和3年度末時点）

※端数処理の関係で、内訳の合計は計と必ずしも一致しない。

※集計対象の被保険者について、過去の第1号期間、第2号（20～59歳に限る）・第3号期間に基づき分類したもの。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

## 【参考】被保険者の加入履歴（45歳被保険者）

- 45歳（1976年度生まれ）の被保険者のうち、老齢基礎年金の算定基礎となる期間が国民年金第1号被保険者期間のみ、第2号（20～59歳に限る）又は第3号期間のみである者は、それぞれ4.9%、8.7%となっており、残りの86.4%は、1号期間と2号又は3号期間の両方の加入履歴がある者である。
- 現在第1号である者についても、過去に第2号又は第3号であった者の割合は73.9%と多数。同様に、現在第2号の者の88.1%、現在第3号の者の94.2%は、過去に第1号であった履歴がある。

	1号期間のみ	2号または 3号期間のみ	1号期間と 2号又は3号期間 の両方を保有	計
被保険者計	9万人 (4.9%)	16万人 (8.7%)	154万人 (86.4%)	178万人 (100.0%)
第1号被保険者	9万人 (26.1%)	-	24万人 (73.9%)	33万人 (100.0%)
第2号被保険者	-	14万人 (11.9%)	104万人 (88.1%)	118万人 (100.0%)
第3号被保険者	-	2万人 (5.8%)	26万人 (94.2%)	28万人 (100.0%)

（出典）年金局調べ（令和3年度末時点）

※端数処理の関係で、内訳の合計は計と必ずしも一致しない。

※集計対象の被保険者について、過去の第1号期間、第2号（20～59歳に限る）・第3号期間に基づき分類したもの。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

## 【参考】被保険者の加入履歴（50歳被保険者）

- 50歳（1971年度生まれ）の被保険者のうち、老齢基礎年金の算定基礎となる期間が国民年金第1号被保険者期間のみ、第2号（20～59歳に限る）又は第3号期間のみである者は、それぞれ4.3%、17.4%となっており、残りの78.2%は、1号期間と2号又は3号期間の両方の加入履歴がある者である。
- 現在第1号である者についても、過去に第2号又は第3号であった者の割合は78.1%と多数。同様に、現在第2号の者の75.4%、現在第3号の者の90.1%は、過去に第1号であった履歴がある。

	1号期間のみ	2号または 3号期間のみ	1号期間と 2号又は3号期間 の両方を保有	計
被保険者計	9万人 (4.3%)	35万人 (17.4%)	155万人 (78.2%)	198万人 (100.0%)
第1号被保険者	9万人 (21.9%)	-	30万人 (78.1%)	39万人 (100.0%)
第2号被保険者	-	32万人 (24.6%)	97万人 (75.4%)	129万人 (100.0%)
第3号被保険者	-	3万人 (9.9%)	28万人 (90.1%)	31万人 (100.0%)

（出典）年金局調べ（令和3年度末時点）

※端数処理の関係で、内訳の合計は計と必ずしも一致しない。

※集計対象の被保険者について、過去の第1号期間、第2号（20～59歳に限る）・第3号期間に基づき分類したもの。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

## 【参考】被保険者の加入履歴（55歳被保険者）

- 55歳（1966年度生まれ）の被保険者のうち、老齢基礎年金の算定基礎となる期間が国民年金第1号被保険者期間のみ、第2号（20～59歳に限る）又は第3号期間のみである者は、それぞれ4.7%、28.1%となっており、残りの67.2%は、1号期間と2号又は3号期間の両方の加入履歴がある者である。
- 現在第1号である者についても、過去に第2号又は第3号であった者の割合は79.4%と多数。同様に、現在第2号の者の58.4%、現在第3号の者の85.1%は、過去に第1号であった履歴がある。

	1号期間のみ	2号または 3号期間のみ	1号期間と 2号又は3号期間 の両方を保有	計
被保険者計	7万人 (4.7%)	43万人 (28.1%)	102万人 (67.2%)	152万人 (100.0%)
第1号被保険者	7万人 (20.6%)	-	27万人 (79.4%)	35万人 (100.0%)
第2号被保険者	-	39万人 (41.6%)	55万人 (58.4%)	95万人 (100.0%)
第3号被保険者	-	3万人 (14.9%)	20万人 (85.1%)	23万人 (100.0%)

（出典）年金局調べ（令和3年度末時点）

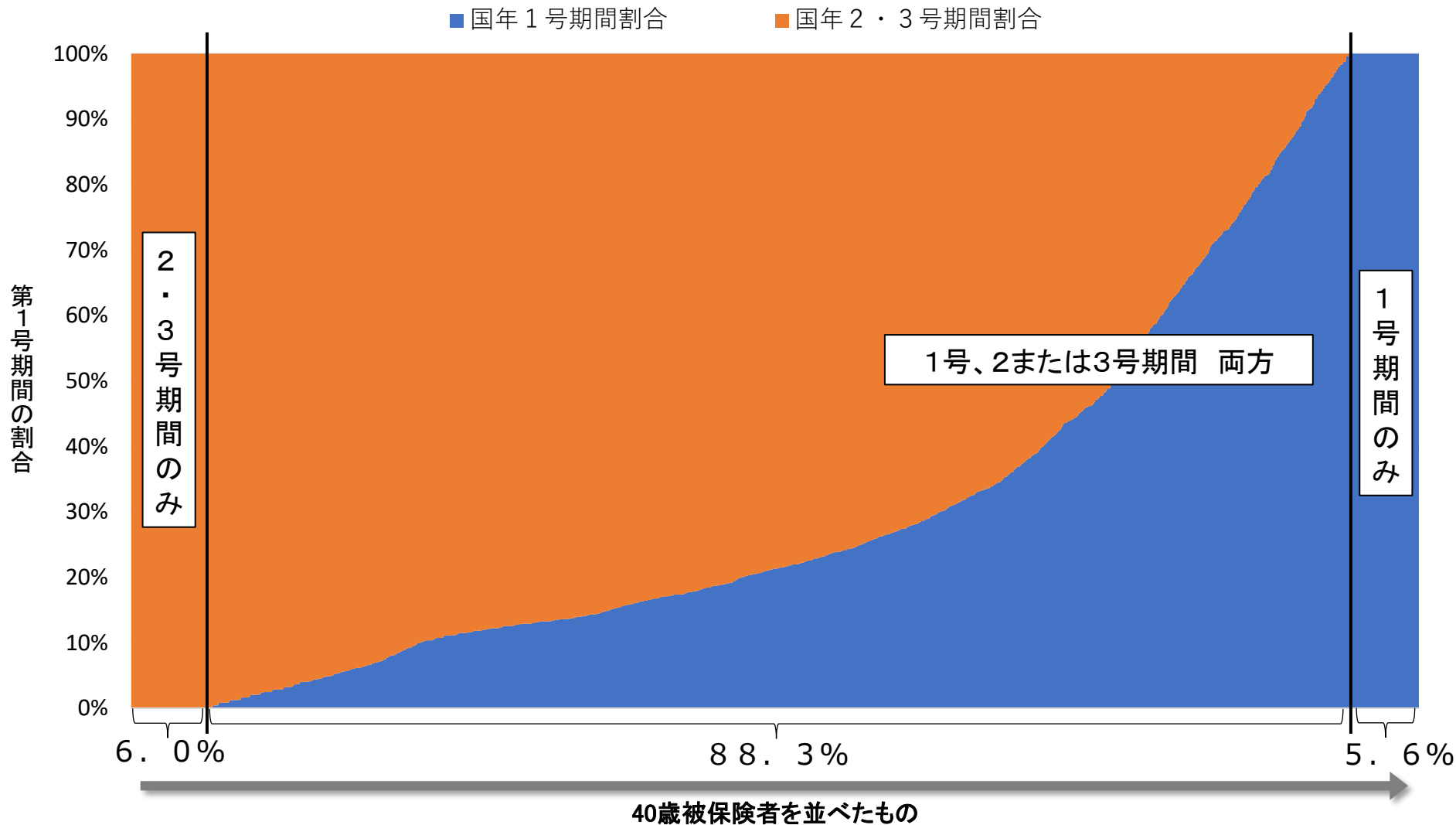
※端数処理の関係で、内訳の合計は計と必ずしも一致しない。

※集計対象の被保険者について、過去の第1号期間、第2号（20～59歳に限る）・第3号期間に基づき分類したもの。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

# 【参考】国年1号期間、国年2・3号期間配分別分布（40歳被保険者）

○ 40歳（1981年度生まれ）の被保険者について、過去の第1号期間、第2号（20～59歳に限る）・第3号期間を計算し、第1号期間の割合の低い順に並べると以下のとおり。



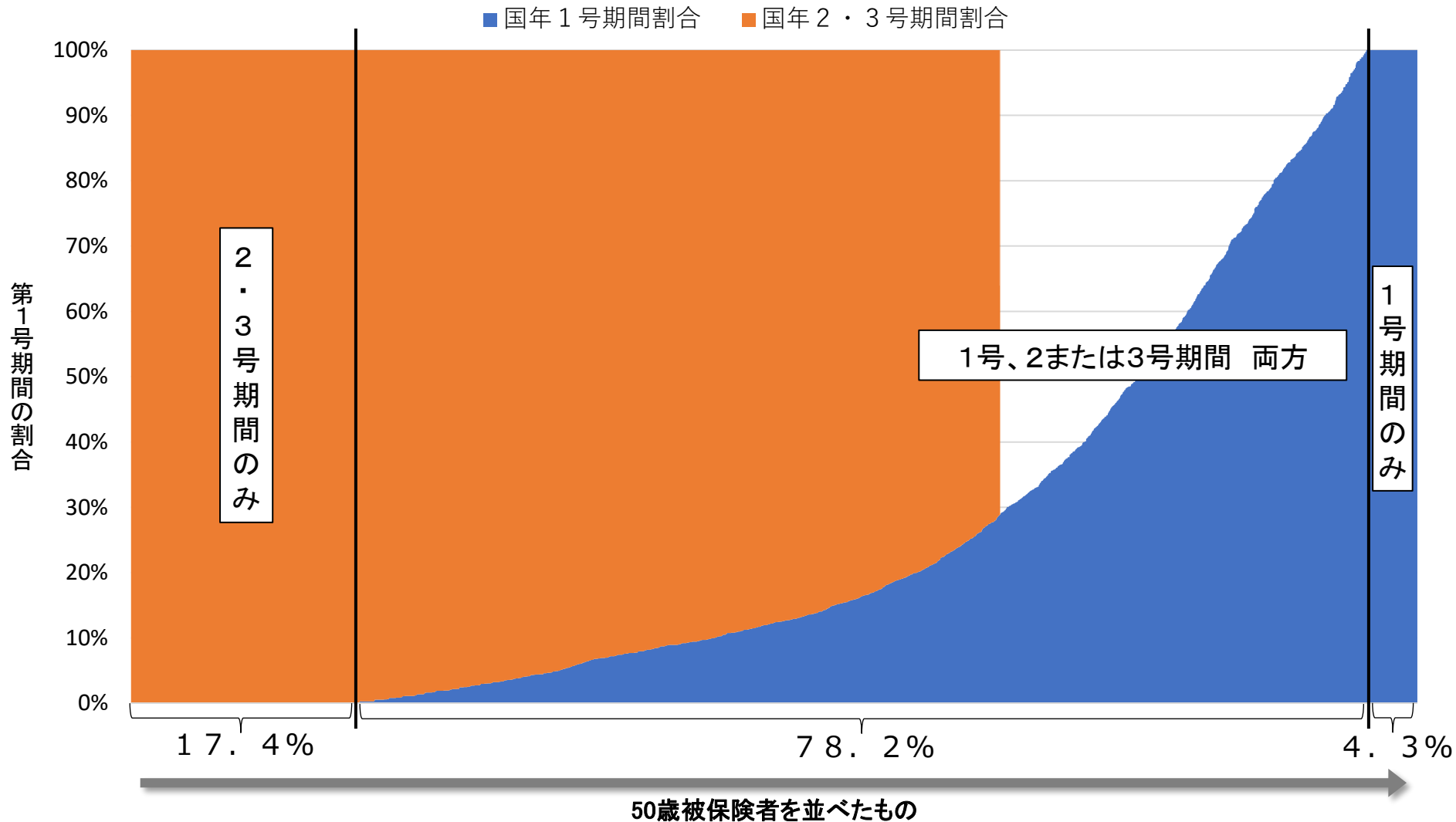
（出典）年金局調べ（令和3年度末時点）

※端数処理の関係で、内訳の合計は必ずしも100%とならない。

※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。

# 【参考】国年1号期間、国年2・3号期間配分別分布（50歳被保険者）

○ 50歳（1971年度生まれ）の被保険者について、過去の第1号期間、第2号（20～59歳に限る）・第3号期間を計算し、第1号期間の割合の低い順に並べると以下のとおり。



（出典）年金局調べ（令和3年度末時点）

※端数処理の関係で、内訳の合計は必ずしも100%とならない。

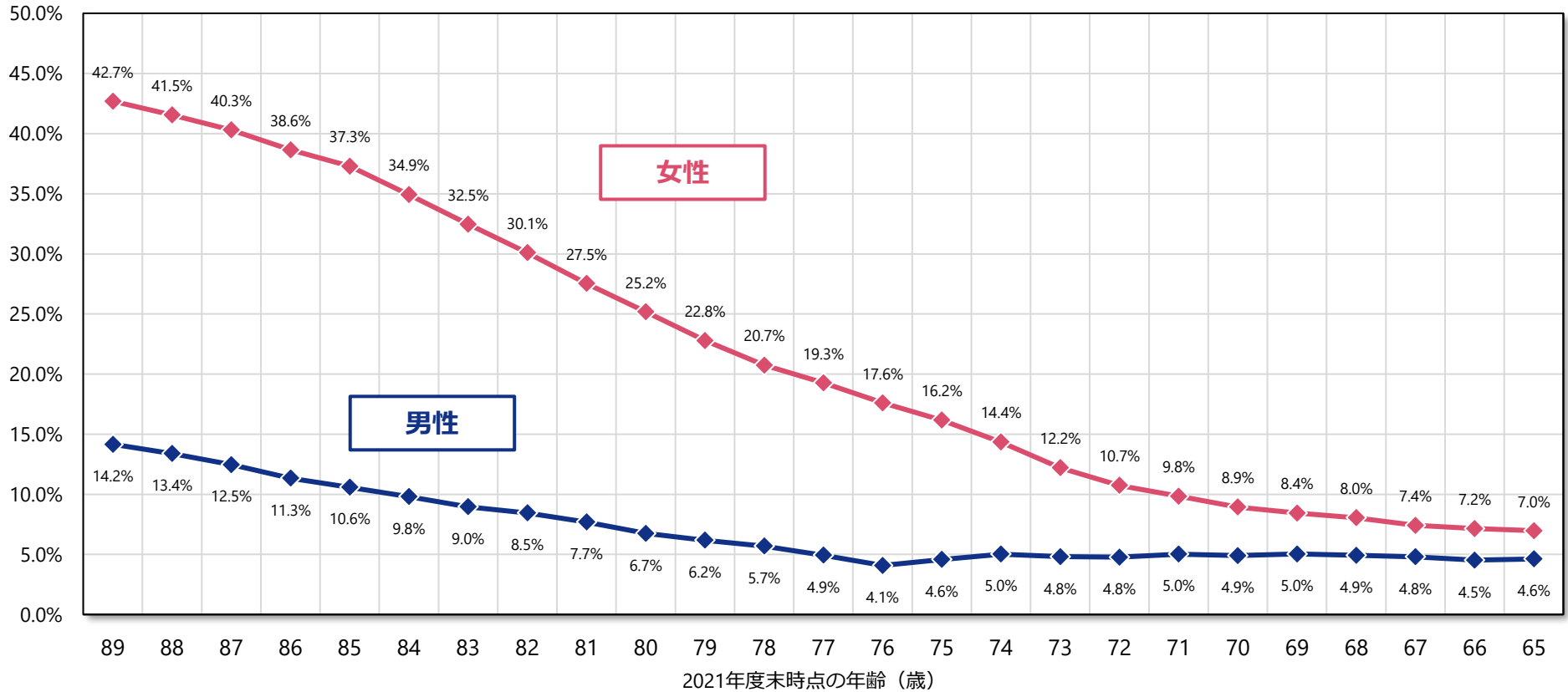
※未納期間及び納付猶予期間についても、第1号期間に含めて集計している。また、共済期間は第2号期間としている。



## 【参考】基礎のみ受給者割合の状況

- 基礎年金のみを受給する者の割合は若い世代になるほど減少傾向、特に女性における減少は顕著
- この傾向は、労働参加の進展等に伴う厚生年金受給者の増加により、今後受給者となる世代でも続くと想定される

### 基礎年金のみ受給者割合の推移



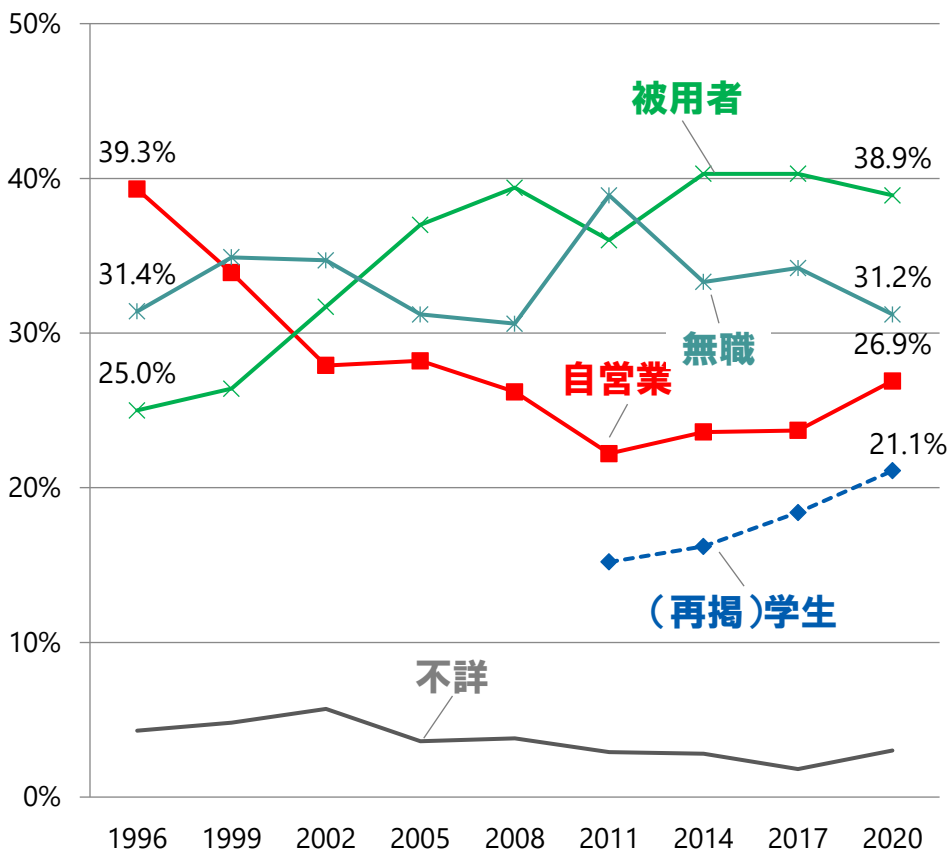
(出所) 「厚生年金保険・国民年金事業年報」(令和3年度)

基礎年金のみ受給者割合は、「老齢年金受給権者数」及び「通算老齢年金受給権者数」の「基礎年金」に占める「基礎のみ共済なし」の割合として算出している。

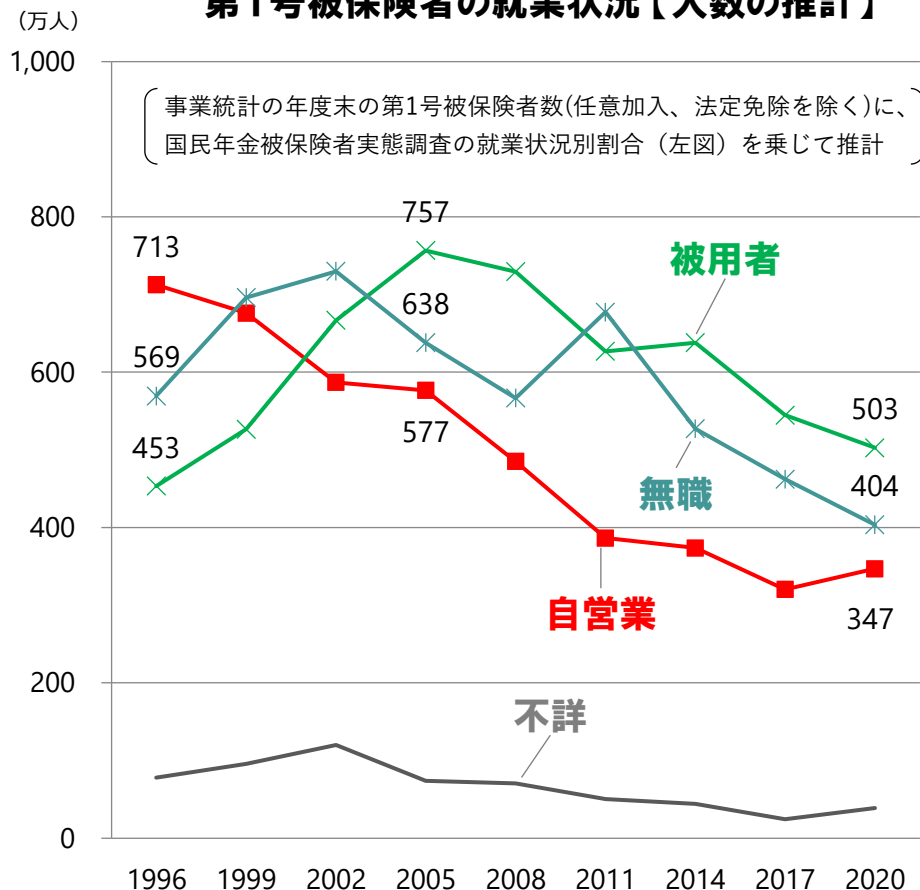
# 【参考】第1号被保険者の就業状況

- 第1号被保険者のうち自営業の割合は低下傾向。2000年代以降、被用者や無職より少ない。
- 第1号被保険者の就業状況別の人数を推計すると、2005年以降、被用者数は減少傾向にあるものの自営業、無職も減少傾向にあり、割合で見れば被用者は高い水準を維持している。

## 第1号被保険者の就業状況【構成割合】



## 第1号被保険者の就業状況【人数の推計】



(出所) 国民年金被保険者実態調査、厚生年金保険・国民年金事業年報 より作成

※「自営業」は自営業主、家族従業者の計、「被用者」は常用雇用、パート・アルバイト・臨時の計

1. 現行の仕組み

**2. 現行の仕組みの課題と調整期間の一致**

# 現行の仕組みの課題① – 基礎年金水準の決定の仕組み –

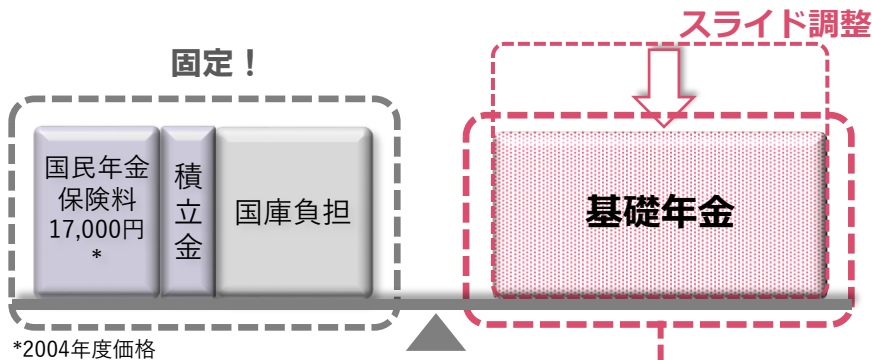
- 2004年改正で保険料の上限を固定し、マクロ経済スライドにより給付を調整する仕組みとなった結果、全国民共通の基礎年金の水準が国民年金（第1号被保険者）の財政状況のみに依存して決まる仕組みとなっている

## 第1段階

### 国民年金の財政均衡

（基礎年金の調整終了年度を決定）

※ 1号被保険者に係る財政である

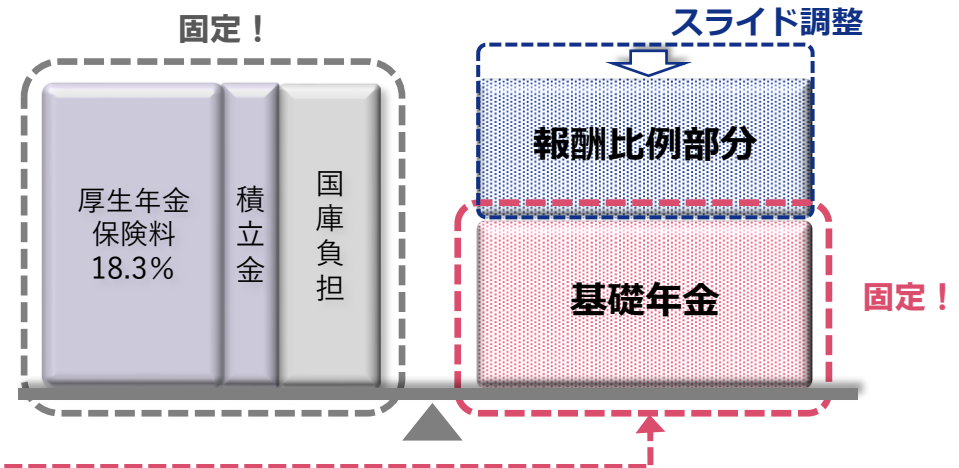


## 第2段階

### 厚生年金の財政均衡

（報酬比例部分の調整終了年度を決定）

※ 2・3号被保険者に係る財政である



第1段階で決定した基礎年金水準を所与として報酬比例部分を調整

全国民共通の基礎年金の水準が国民年金（第1号被保険者）の財政状況のみに依存して決まる

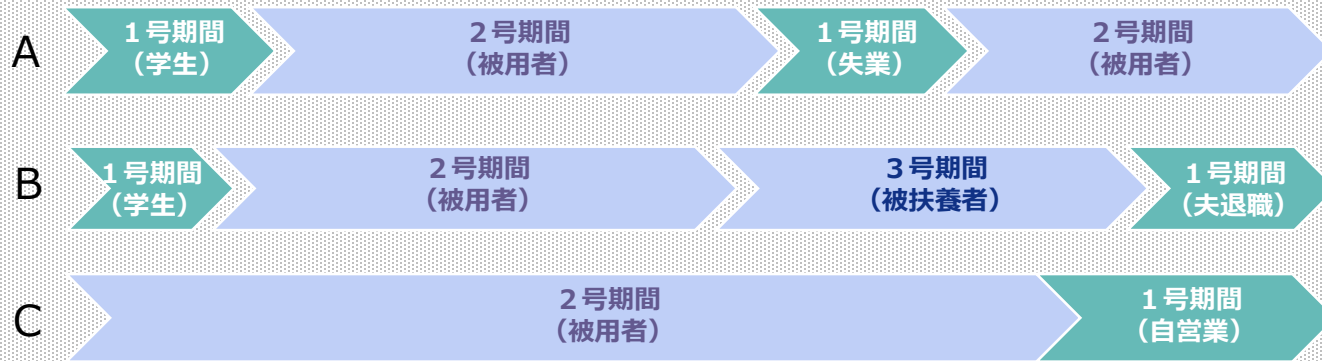
# 現行の仕組みの課題① – 基礎年金水準の決定の仕組み（続き） –

- 被保険者期間の加入履歴は様々であり、同じ者でも1号～3号の間を移動する結果、1号と2・3号の両方の期間を持つ者が大多数
- 基礎年金は1号～3号の全ての被保険者期間に基づき給付されるが、その調整終了年度（将来の水準）は、1号期間に係る国民年金の財政状況のみにより決まる仕組みとなっている

## 被保険者期間の加入履歴

## 将来の基礎年金

個人により加入履歴は様々であり、  
同じ者でも1～3号の間を移動する



1～3号の全ての  
期間に基づき給付

Aさんの基礎年金

Bさんの基礎年金

Cさんの基礎年金

- 国民年金財政における収支に寄与する期間
- 厚生年金財政における収支に寄与する期間

1号期間に係る財政である国民年金財政の状況  
のみに依存して将来の基礎年金の水準が決定

# 現行の仕組みの課題① – 基礎年金水準の決定の仕組み（続き） –

- 国民年金（1号被保険者）の財政状況が、厚生年金の所得再分配の大きさや国庫負担の大きさを決める構造となっている

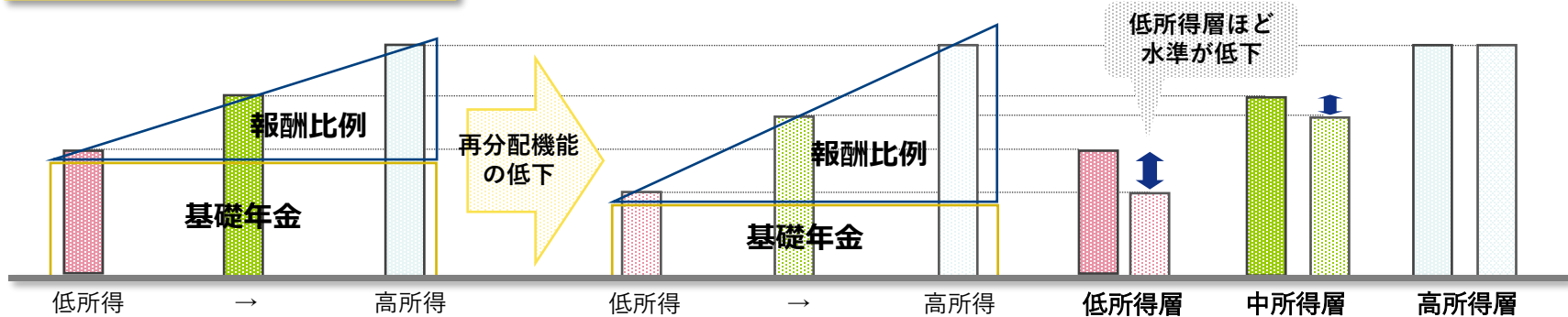
国民年金（第1号被保険者）の財政悪化

厚生年金受給者を含む全国民共通の基礎年金水準の低下

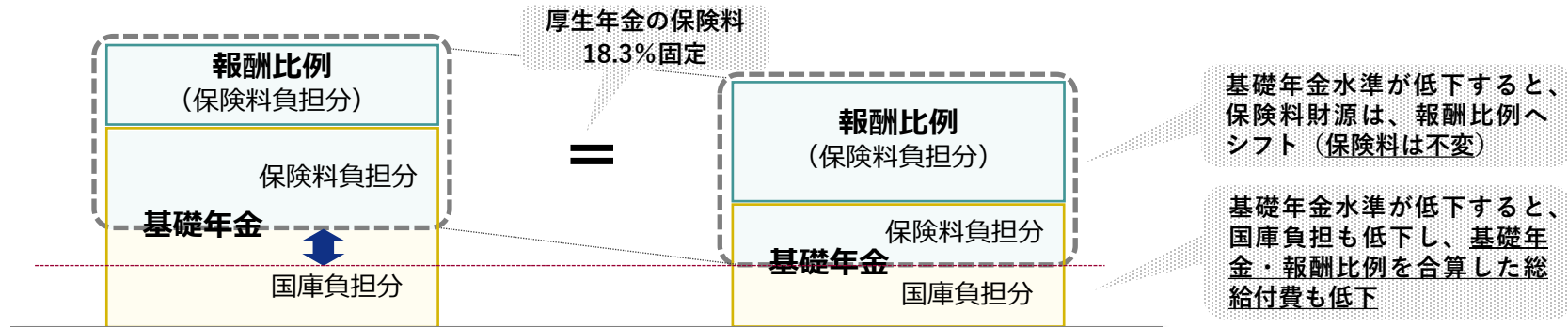
厚生年金における所得再分配機能と国庫負担が低下

国民年金（第1号被保険者）の財政状況が、厚生年金の所得再分配の大きさと国庫負担の大きさを決めている

## ① 所得再分配機能の低下



## ② 国庫負担の低下 → 総給付費の低下



# 2019年財政検証 追加試算（調整期間一致）

第86回社会保障審議会年金数理部会  
(令和2年12月25日) 資料1より抜粋

## 所得代替率と給付水準調整期間の見通し

**現行制度(法改正後)**： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したもの

**追加試算①**： 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

**追加試算②**： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1国庫負担がある場合

**追加試算③**： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

※ 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

2019年度	現行制度(法改正後) (40年加入)	追加試算① 調整期間一致 (40年加入)	追加試算② 調整期間一致 +45年加入(国庫あり)	追加試算③ 調整期間一致 +45年加入(国庫なし)
<b>61.7%</b> { 比例:25.3% 基礎:36.4% }	<b>ケースⅢ</b> 給付水準調整終了後の所得代替率 <b>51.0% (2046)</b> { 比例:24.5% (2025) 基礎:26.5% (2046) }	<b>55.6% (2033)</b> { 比例:22.6% (2033) 基礎:32.9% (2033) }	<b>62.5% (2033)</b> { 比例:25.4% (2033) 基礎:37.0% (2033) } うち40年分 <b>55.5%</b> { 比例:22.6% 基礎:32.9% }	<b>60.5% (2035)</b> { 比例:24.6% (2035) 基礎:35.8% (2035) } うち40年分 <b>53.7%</b> { 比例:21.9% 基礎:31.9% }
	<b>ケースⅤ</b> 給付水準調整の終了年度 <b>44.7% (2057)</b> { 比例:22.5% (2032) 基礎:22.2% (2057) }		<b>50.0% (2039)</b> { 比例:20.3% (2039) 基礎:29.6% (2039) }	<b>56.2% (2039)</b> { 比例:22.9% (2039) 基礎:33.3% (2039) } うち40年分 <b>49.9%</b> { 比例:20.3% 基礎:29.6% }

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

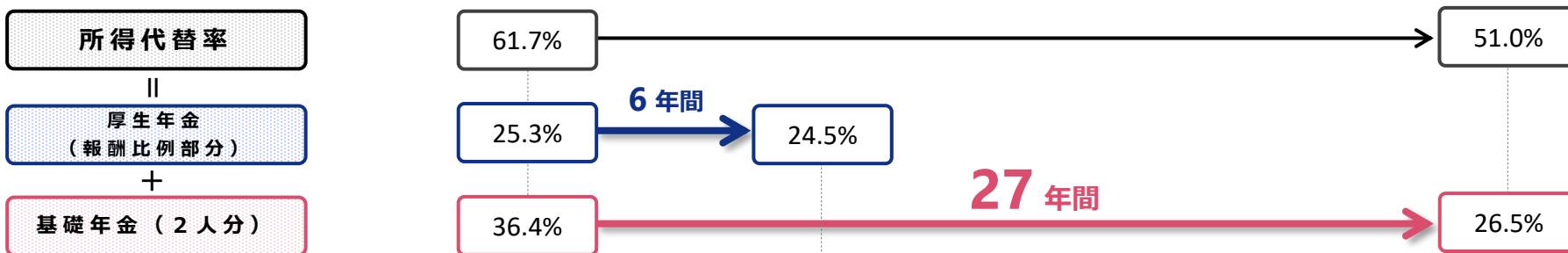
# 2019年財政検証 追加試算における調整終了年度の決定方法

・ 2019年財政検証の追加試算では、基礎年金と報酬比例部分のマクロ経済スライドによる調整期間の一致を仮定

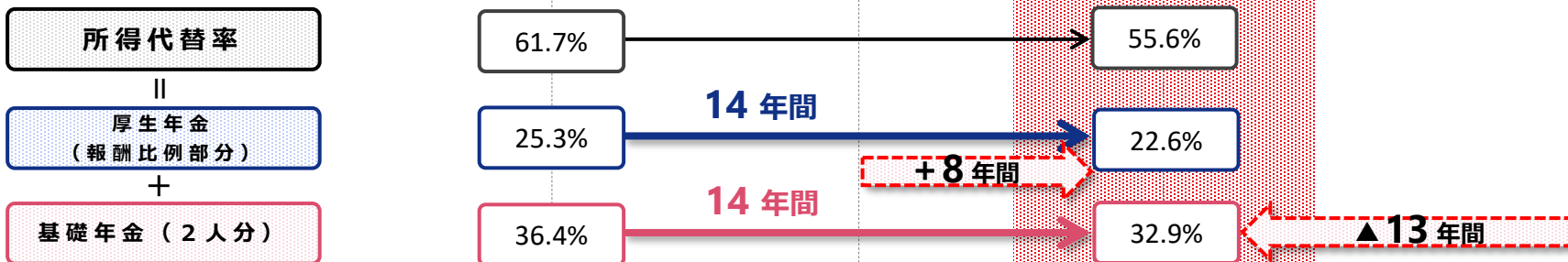
## － 2019年財政検証 追加試算 －

※ いずれも経済ケースⅢ

### 現行制度（法改正後）



### 調整期間一致



2019

2025

2033

2046



第86回社会保障審議会年金数理部会  
(令和2年12月25日) 資料1より抜粋

## 追加試算の内容

**現行制度(法改正後)：** 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したもの

### **追加試算①：基礎・比例の調整期間一致(40年加入)**

基礎年金と報酬比例の給付水準のバランスを確保できるよう、基礎年金拠出金の仕組みを見直し、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

### **追加試算②：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫あり)**

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1の国庫負担がある場合

### **追加試算③：基礎・比例の調整期間一致+45年加入(延長分に国庫なし)**

基礎・比例の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

注1 本試算(①、②、③)では、国民年金と厚生年金を合わせて、概ね100年間の収支均衡を図ることができるよう、基礎年金と報酬比例に共通するマクロ経済スライドの調整期間を設定し、給付水準の見通しや国民年金と厚生年金とを合わせた収支見通しを試算。

注2 本試算では、基礎年金拠出金の仕組みの見直しについて具体的な前提をおいていないが、どのように見直したとしても、追加試算①～③それぞれにおいて、マクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。

注3 ②、③の45年加入は、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定。

注4 人口、経済等の試算の基礎数値については、2019(令和元)年財政検証と同じ。

# 2019年財政検証 追加試算における調整終了年度の決定方法（続き）

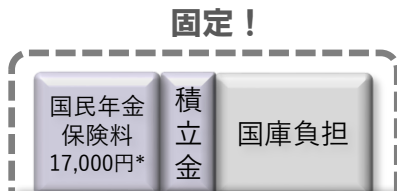
- 現行の「2段階方式」ではなく「1段階方式」を仮定し、公的年金全体の財政均衡で調整終了年度を決定することで調整期間を一致

## 現行の方法（2段階方式）

第1段階 国民年金の財政均衡  
 (⇒ 基礎年金水準の決定)

※ 1号被保険者に係る財政である

全国民共通の基礎年金  
 の水準が国民年金（第1  
 号被保険者）の財政状況  
 のみに依存して決まる

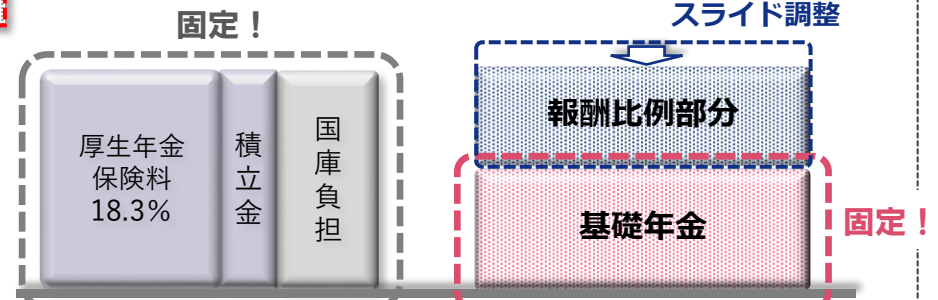


\*2004年度価格

第2段階 厚生年金の財政均衡  
 (⇒ 報酬比例水準の決定)

※ 2・3号被保険者に係る財政である

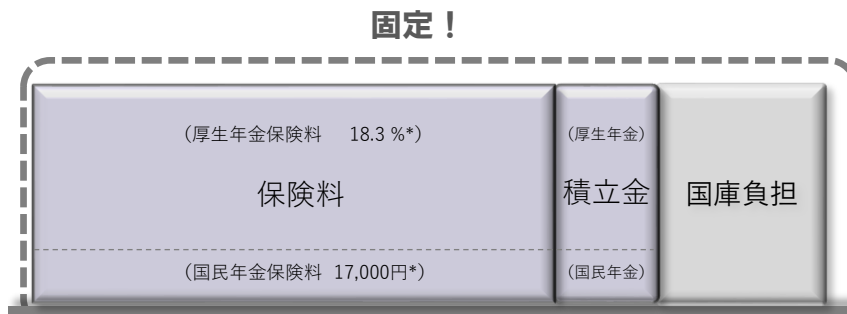
基礎年金低下  
 ↓  
 報酬比例上昇



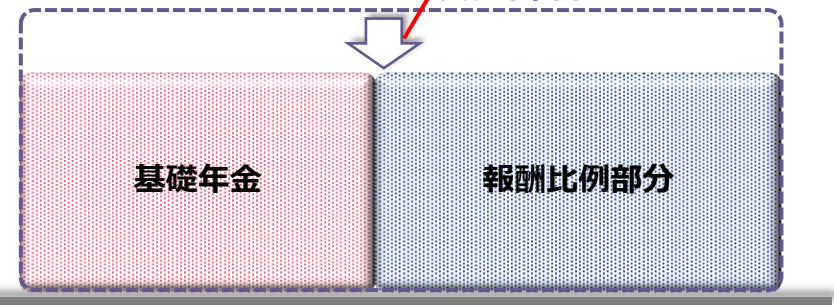
## 調整期間の一致（1段階方式）

公的年金全体の財政均衡  
 (⇒ 基礎年金水準と報酬比例水準の同時決定)

公的年金全体の財政均衡  
 で年金水準が決定



\*2004年度価格

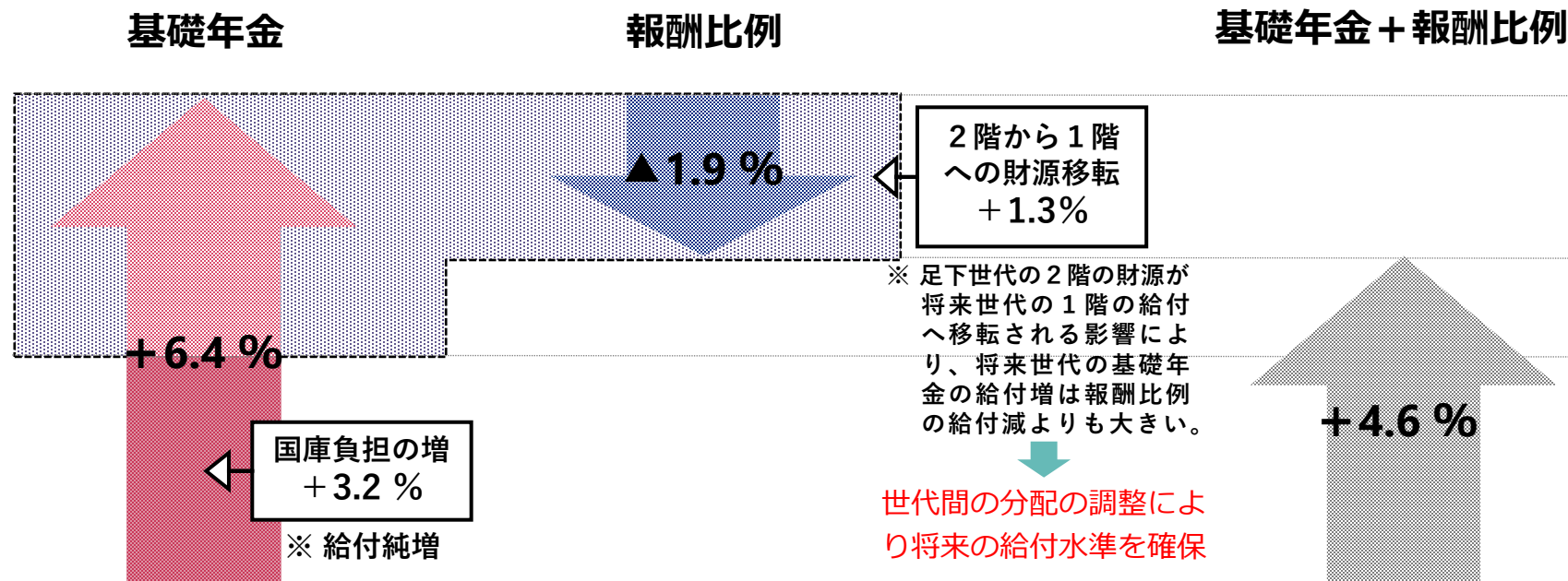


# 調整期間一致に伴う給付水準の変化

## 所得代替率の変化（給付水準調整終了後）

	現行制度		調整期間一致	
	51.0 %	→	55.6 %	[ + 4.6 % ]
報酬比例	24.5 %	→	22.6 %	[ ▲ 1.9 % ]
基礎年金	26.5 %	→	32.9 %	[ + 6.4 % ]

注：2019年財政検証追加試算 経済前提ケースⅢ



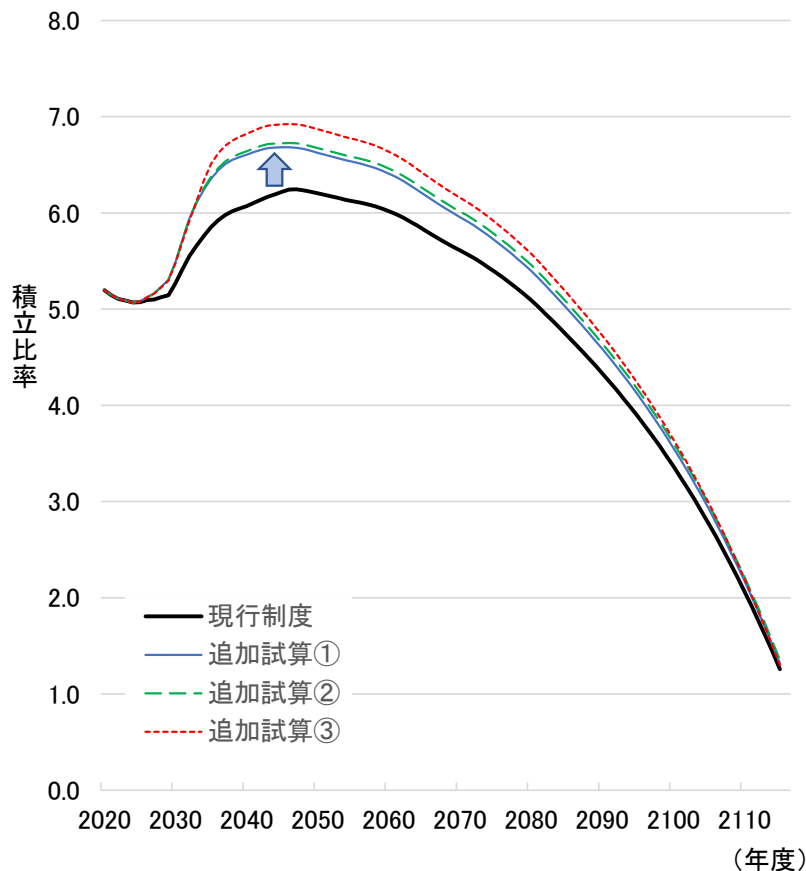
# 【参考】調整期間一致に伴う積立比率の変化

第86回社会保障審議会年金数理部会  
(令和2年12月25日) 資料1より抜粋

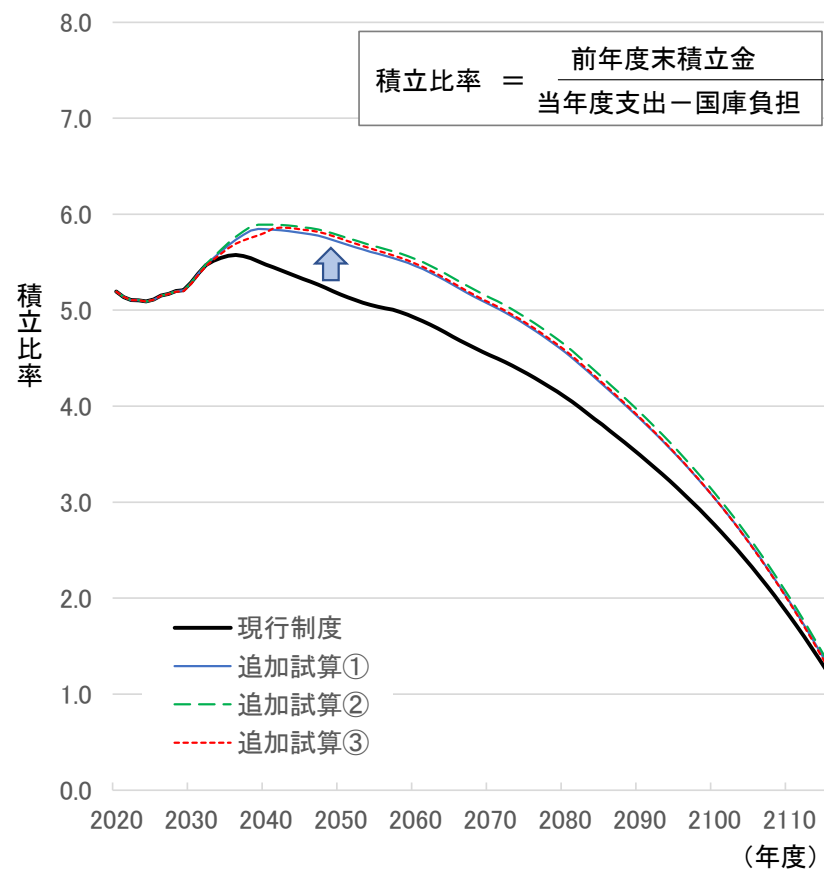
## 積立比率の変化(国民年金+厚生年金)

- 追加試算の場合、いずれも積立比率は現行制度より上昇(報酬比例の調整期間延長による早期調整の効果に加え、追加試算②・③では、基礎年金45年加入に伴う国民年金の保険料収入の増の効果。)
- その結果、積立金財源が増加し、将来の給付水準の確保に活用。

【経済前提：ケースⅢ】



【経済前提：ケースⅤ】



# 現行の仕組みの課題② – 基礎年金拠出金の仕組み –

第86回社会保障審議会年金数理部会  
(令和2年12月25日) 資料1より抜粋

## 所得代替率と給付水準調整期間の見通し

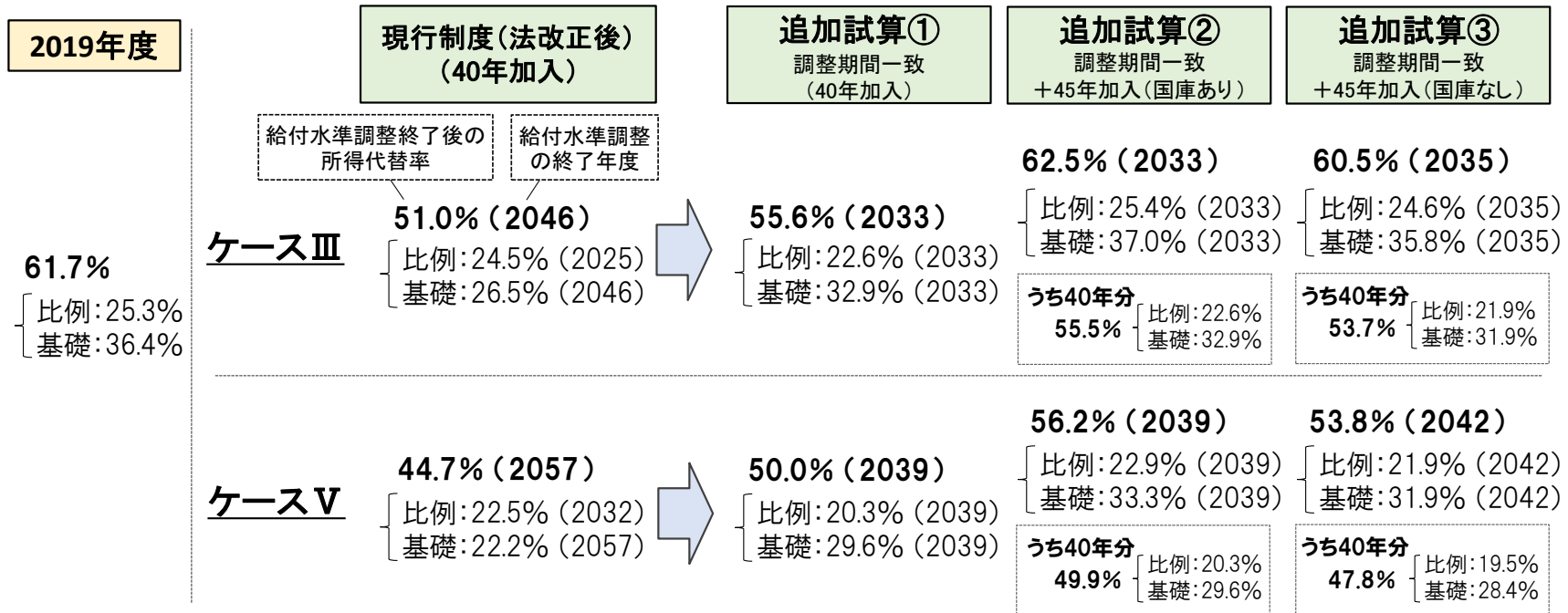
**現行制度(法改正後)**： 2019(令和元)年財政検証に、2020(令和2)年年金改正法を反映したもの

**追加試算①**： 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合

**追加試算②**： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に2分の1国庫負担がある場合

**追加試算③**： ①の調整期間一致に加え、基礎年金を45年加入(20～64歳)とし、延長期間(60～64歳)に係る給付に国庫負担がなく、全て保険料財源で賄う場合

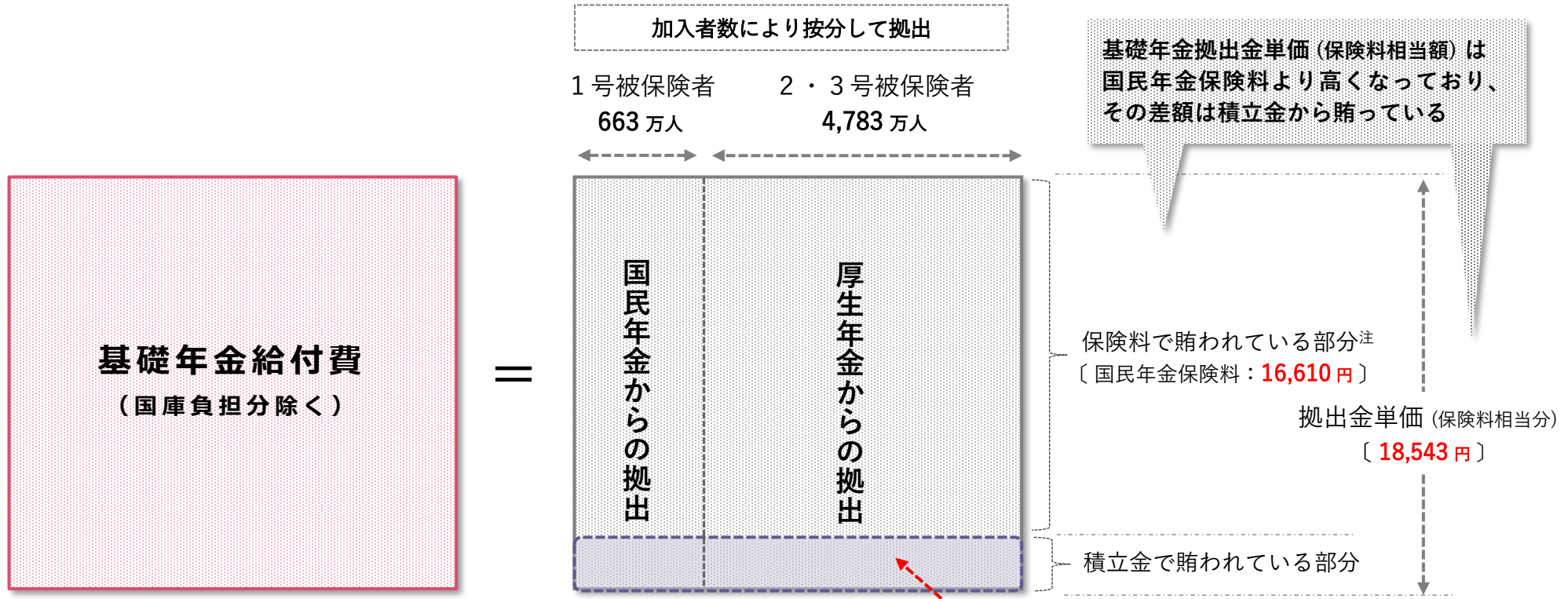
※ 基礎・比例のマクロ経済スライドの調整期間を一致させるために必要となる基礎年金拠出金の仕組みの見直しについては、具体的な前提をおいていないが、どのように見直した場合でもマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の給付と負担への影響は同じとなる。



注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

# 現行の仕組みの課題② – 基礎年金拠出金の仕組み（続き） –

- 2000年代以降、基礎年金拠出金単価（保険料相当額）が国民年金保険料を上回り、基礎年金拠出金の一部が積立金で賄われるようになってきているが、現行の基礎年金拠出金の仕組みでは、積立金で賄われる部分についても、現時点の1号被保険者数と2・3号被保険者数の比で按分した額が拠出されている



注1：数値はいずれも2021年度の実績。なお、加入者按分に用いる1号被保険者663万人は免除者等を除いた人数であり、2・3号被保険者4,783万人のうち2号被保険者(4,008万人)は20歳以上60歳未満の者の人数である

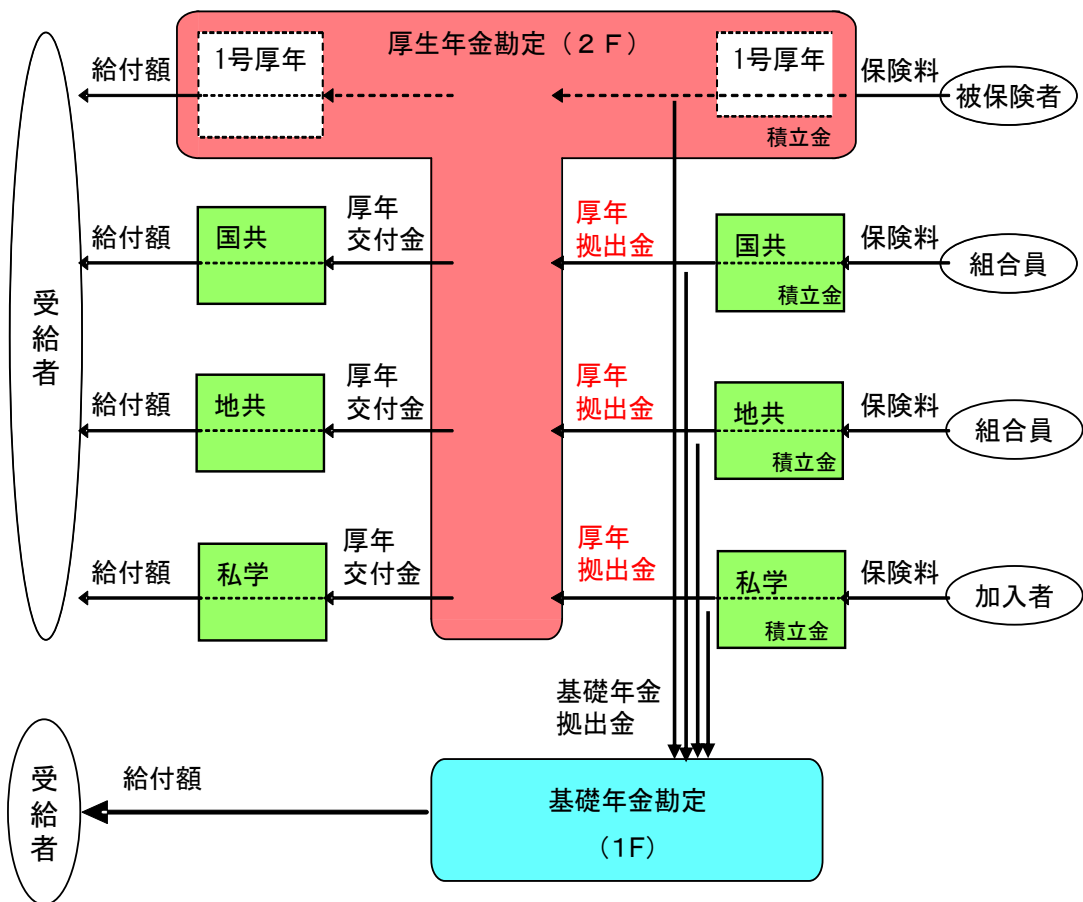
注2：厚生年金保険料については基礎年金に充てる部分が定まっているものではないが、仮に厚生年金保険料についても国民年金保険料相当が基礎年金に充てられているものとして、概念図として示したものの

※ 厚生年金、国民年金の積立金は、必ずしもそれぞれの制度の現在の加入者が積み立てたものではない。

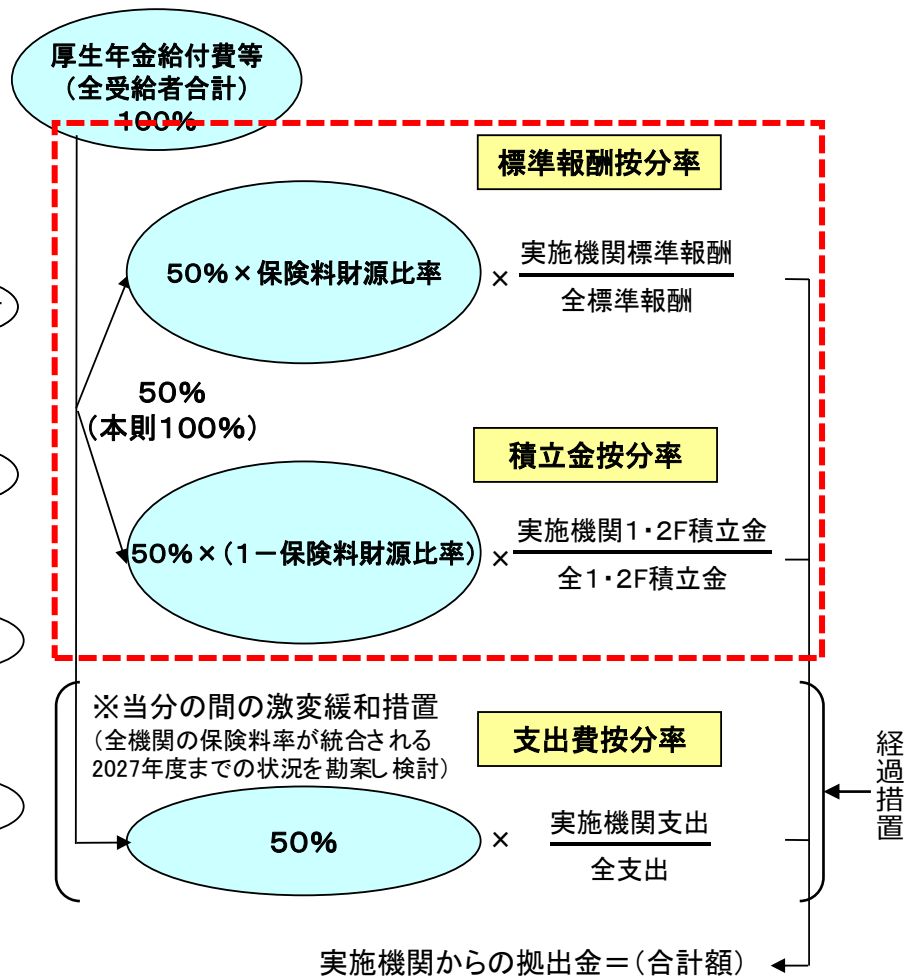
# 【参考】被用者年金一元化後の厚生年金拠出金の仕組み

## ＜拠出金・交付金の算定方法＞

- ①各年度における給付金全体を、国及び共済組合等が負担  
原則として応能負担（各主体の標準報酬総額及び積立金残高で按分）
- ②共済組合等の負担分は、拠出金として特別会計の厚生年金勘定に計上
- ③国は1号厚年分を支給。公務員等分は共済組合等に交付金を交付  
（見込み額をもとに算定し、翌年度に実績値で清算）



## 厚生年金拠出金の計算方法



保険料財源比率は、財政均衡期間(概ね100年間)における給付総額に占める保険料財源部分と積立金財源部分の比の平均値(現在は85%:15%)で仕分ける(5年毎の財政計算時に設定)

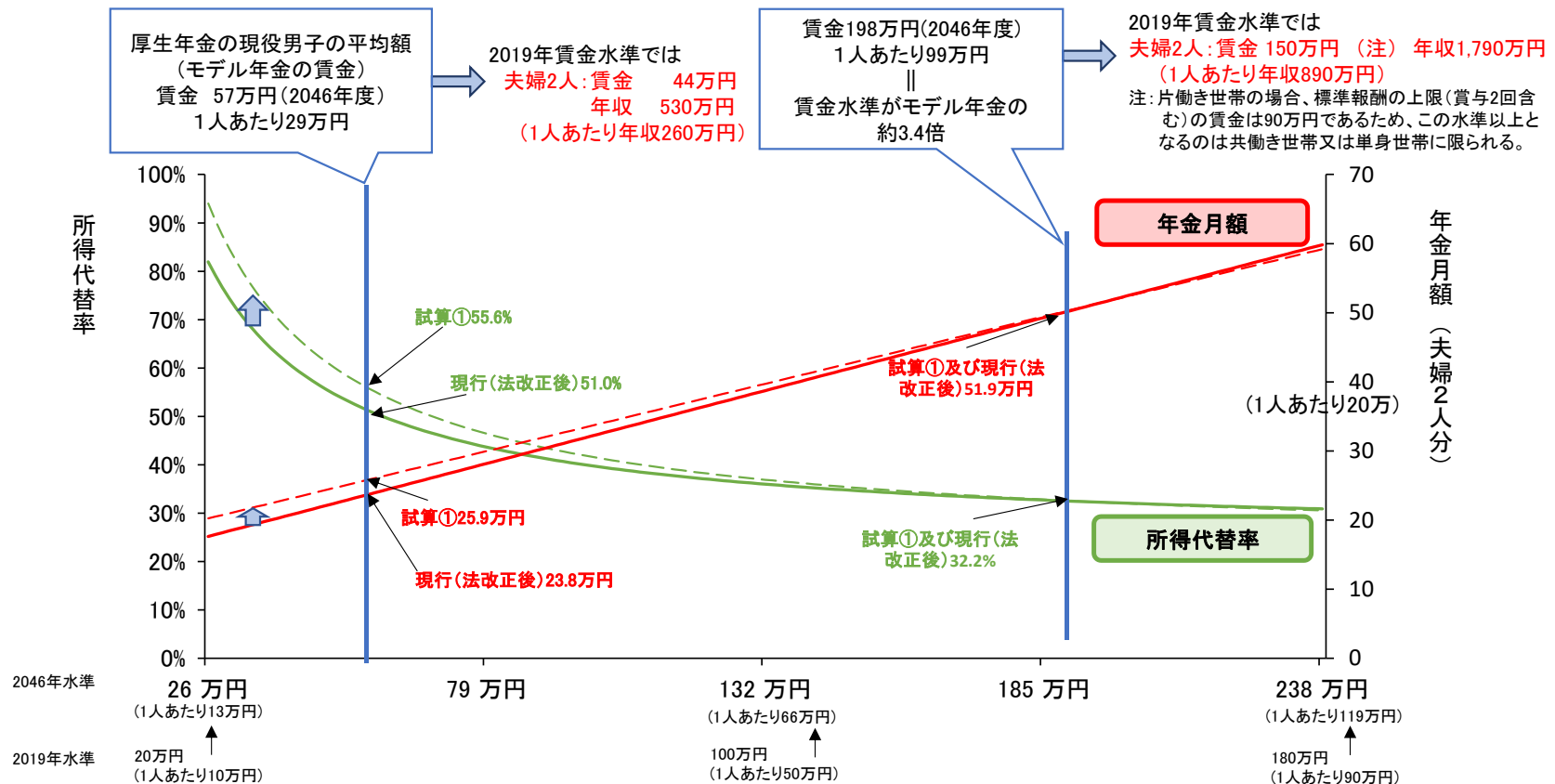
# 【参考】調整期間一致に伴う年金水準の変化①

第86回社会保障審議会年金数理部会  
(令和2年12月25日) 資料1より抜粋

## 賃金水準別にみた所得代替率への影響 【追加試算①:基礎・比例の調整期間一致(40年加入)】

○ 拠出期間が40年の場合、賃金水準が**モデル年金の約3.4倍未満の世帯**で所得代替率が上昇。

### ○2046(令和28)年度 ケースⅢ



注1 マクロ経済スライドによる給付水準調整後の新規裁定者の年金月額(物価で2019年度に割り戻した実質額)である。  
注3 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。  
注4 基礎年金、厚生年金の拠出期間は40年としている。

注2 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

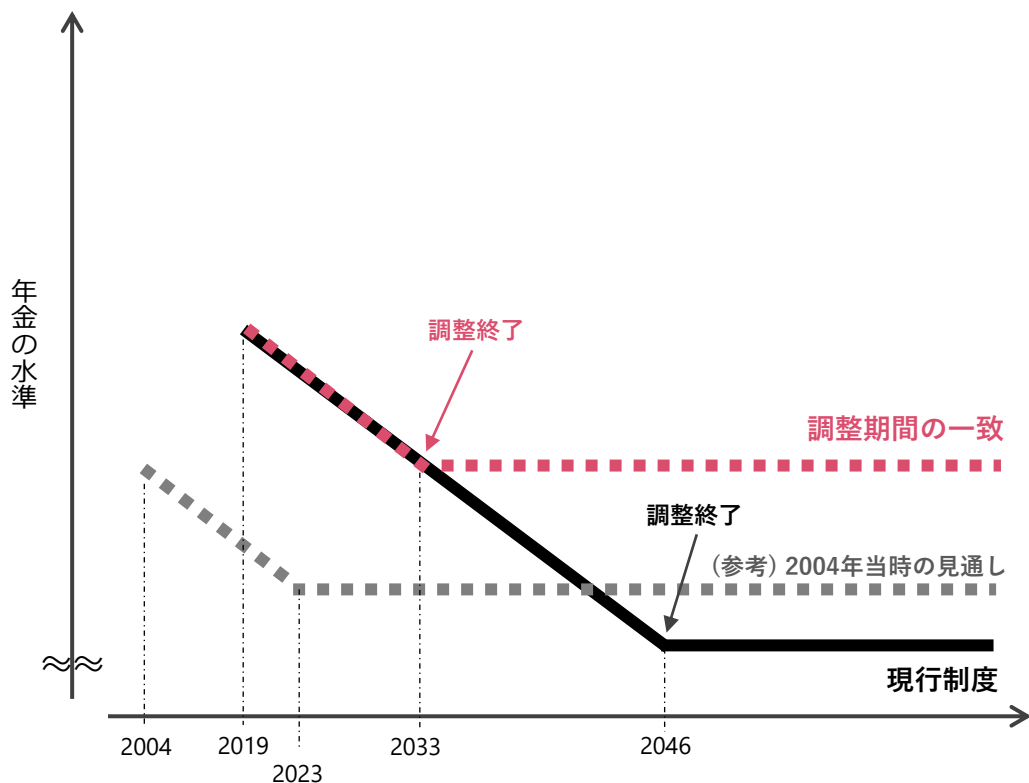


## 【参考】調整期間一致に伴う年金水準の変化②

- 基礎年金と報酬比例部分の調整期間を一致させることで、最終的な年金水準は現行制度と比べて上昇 ※ごく一部の高所得世帯を除く
- 他方、報酬比例部分の調整期間が現行より長くなることにより、当該調整期間中の年金水準は現行制度と比べて低下
- ただし、この場合でも2004年改正時の見通しと比べると、年金水準は上昇

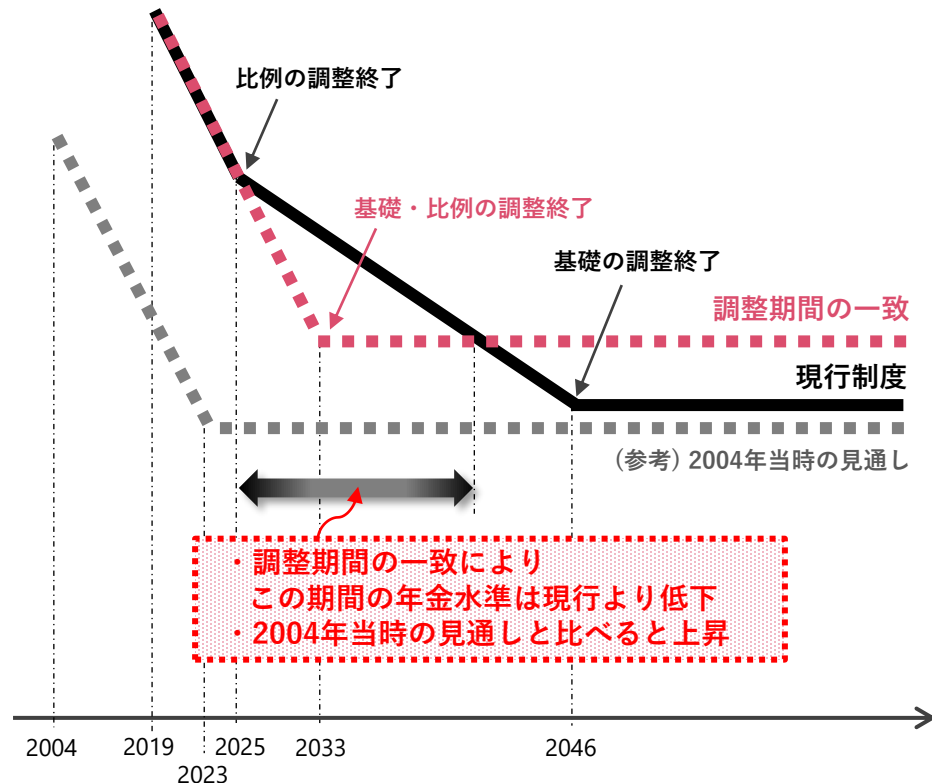
### 基礎年金のみ

※ イメージ



### 基礎年金 + 報酬比例部分

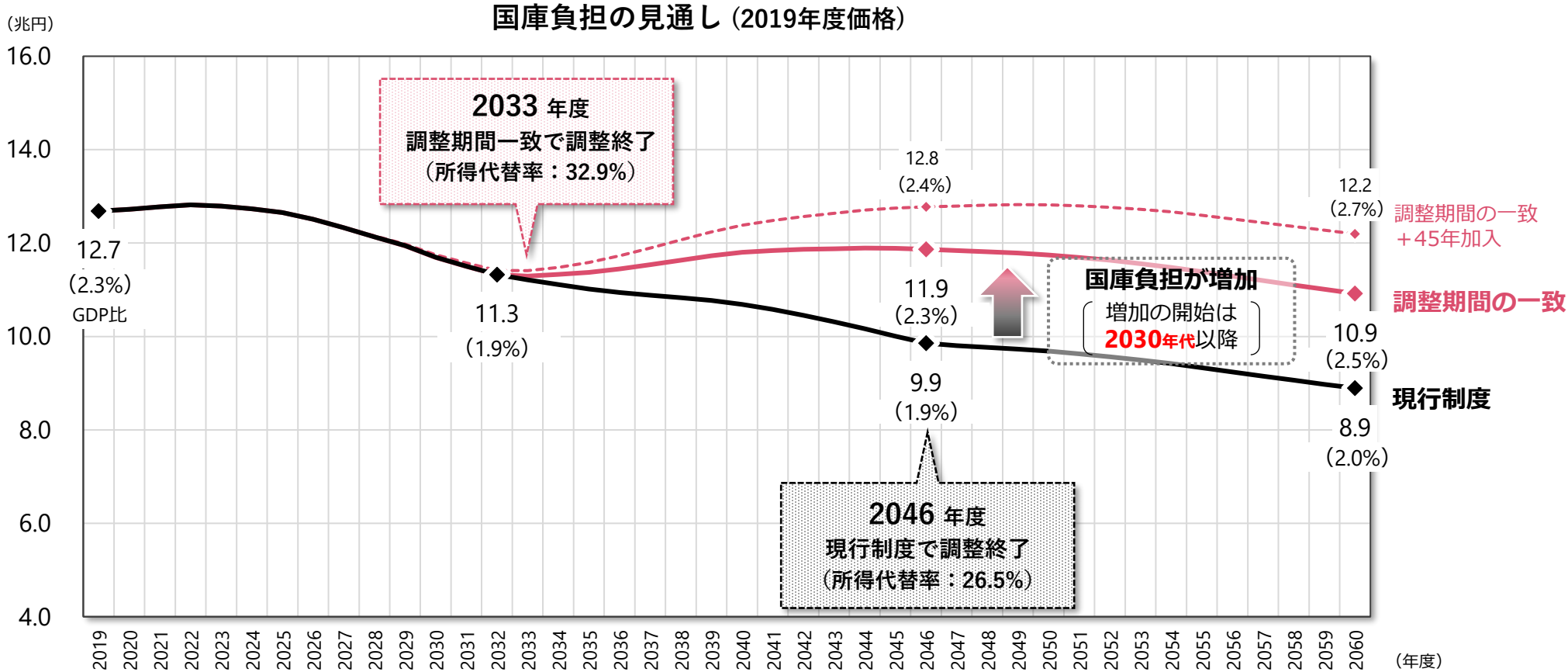
※ モデル年金の場合のイメージ



※ 調整終了年度は、2019年財政検証追加試算（経済ケースⅢ）に基づく。

# 【参考】国庫負担の見通しの変化

- 調整期間の一致により、基礎年金の調整が早く終了する結果、将来の基礎年金の水準が上昇し、現行制度と比べて国庫負担が増加
- このため、国庫負担については追加財源の確保が必要。



※ 2019年財政検証 追加試算をもとに作成したものであり、数値は次回財政検証において変わり得る。

※ 「調整期間の一致 + 45年加入」については、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定しているが、前提により数値は変わり得る。

(出所) 2019年財政検証 追加試算 (経済ケースⅢ) より作成

- ・ 「2019年度価格」とは、賃金上昇率 (国民年金の保険料改定率) により、2019年度の価格に換算したものである。
- ・ 「所得代替率」は基礎年金2人分である。
- ・ 国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・ ( )内は、2019年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。

# 【参考】国庫負担の見通しの変化

## 国庫負担の見通し

(単位：兆円)

		現行制度 (法改正後)		追加試算① 調整期間一致		追加試算② 調整期間一致 + 45年加入		調整期間一致 による影響	45年加入 による影響
		2019年度価格	(GDP比)	2019年度価格	(GDP比)	2019年度価格	(GDP比)	追加試算①と 現行制度との差	追加試算②と 追加試算①との差
	2019	12.7	(2.3%)	12.7	(2.3%)	12.7	(2.3%)	-	-
ケース Ⅲ	2020	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	-	-
	2030	11.7	(2.0%)	11.7	(2.0%)	11.7	(2.0%)	-	【+0.1】
	2033	11.2	(1.9%)	11.3	(1.9%)	11.4	(1.9%)	【+0.1】	【+0.1】
	2040	10.7	(1.9%)	11.8	(2.1%)	12.4	(2.2%)	【+1.1】	【+0.6】
	2046	9.9	(1.9%)	11.9	(2.3%)	12.8	(2.4%)	【+2.0】	【+0.9】
	2050	9.7	(1.9%)	11.7	(2.4%)	12.8	(2.6%)	【+2.1】	【+1.1】
	2060	8.9	(2.0%)	10.9	(2.5%)	12.2	(2.7%)	【+2.0】	【+1.3】
ケース Ⅴ	2020	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	12.7	(2.2%)	-	-
	2030	12.0	(2.1%)	12.0	(2.1%)	12.0	(2.1%)	-	【+0.1】
	2039	11.3	(2.1%)	11.3	(2.1%)	11.8	(2.2%)	【+0.1】	【+0.5】
	2040	11.2	(2.1%)	11.4	(2.2%)	11.9	(2.3%)	【+0.2】	【+0.5】
	2050	9.7	(2.1%)	11.0	(2.4%)	11.9	(2.6%)	【+1.3】	【+1.0】
	2057	8.4	(2.0%)	10.3	(2.4%)	11.5	(2.7%)	【+2.0】	【+1.1】
	2060	8.0	(1.9%)	10.0	(2.4%)	11.2	(2.7%)	【+2.0】	【+1.2】

追加試算①②  
で調整終了

現行制度で  
調整終了

追加試算①②  
で調整終了

現行制度で  
調整終了

※ 2019年財政検証 追加試算をもとに作成したものであり、数値は次回財政検証において変わり得る。

※ 追加試算② (調整期間の一致+45年加入) については、2027年度以降、60歳に達する者から45年加入に延長と仮定しているが、前提により数値は変わり得る。

(出所) 2019年財政検証 追加試算より作成

- ・「2019年度価格」とは、賃金上昇率(国民年金の保険料改定率)により、2019年度の価格に換算したものである。
- ・国庫負担額には、地方公務員共済組合の基礎年金拠出金に係る地方負担分等を含む。
- ・( )内は、2019年財政検証におけるGDPの見通しを分母として算出したGDP比の見通しである。